

平成30年 3月 8日開会  
平成30年 3月22日閉会  
(定例第1回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号（3月8日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	5
事務局出席職員職氏名	5
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
一般質問	6
7番 瀬石 公夫議員	7
11番 木本 睦博議員	17
12番 竹谷 和彦議員	26
5番 國本 悦郎議員	32
3番 松田規久夫議員	42
9番 河内 賀寿議員	51
4番 西本 篤史議員	54
議案第1号	58
議案第2号	58
議案第3号	58
議案第4号	58
議案第5号	58
議案第6号	58
議案第7号	58
議案第8号	58
議案第9号	58
議案第10号	58
議案第11号	58
議案第12号	58
議案第13号	58
議案第14号	58
議案第15号	58
議案第16号	58
議案第17号	58
議案第18号	58
議案第19号	58
議案第20号	58

議案第21号	58
議案第22号	59
議案第23号	59
議案第24号	59
議案第25号	59
議案第26号	59
議案第27号	59
議案第28号	59
議案第29号	59
散 会	68
署 名	69

第2号（3月22日）

議事日程	70
本日の会議に付した事件	72
出席議員	74
欠席議員	74
事務局出席職員職氏名	74
説明のため出席した者の職氏名	75
開 会	75
会議録署名議員の指名	75
議案第1号	76
議案第2号	76
議案第3号	76
議案第4号	76
議案第5号	76
議案第6号	76
議案第7号	76
議案第8号	76
議案第9号	76
議案第10号	76
議案第11号	76
議案第12号	76
議案第13号	76
議案第14号	77
議案第15号	77
議案第16号	77
議案第17号	77
議案第18号	77
議案第19号	77
議案第20号	77
議案第21号	77
議案第22号	77
議案第23号	77

議案第 24 号	77
議案第 25 号	77
議案第 26 号	77
議案第 27 号	77
議案第 28 号	77
議案第 29 号	77
閉会中の継続調査について	81
閉 会	81
署 名	82

田布施町告示第5号

平成30年第1回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成30年 2月22日

田布施町長 長信 正治

- 1 期 日 平成30年 3月 8日  
2 場 所 田布施町議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

畠中 孝議員	國安 和夫議員
松田規久夫議員	西本 篤史議員
國本 悦郎議員	谷村 善彦議員
瀨石 公夫議員	林山 健二議員
河内 賀寿議員	石田 修一議員
木本 睦博議員	竹谷 和彦議員
清神 清議員	

---

○3月22日に応招した議員  
なし

---

○応招しなかった議員  
なし

---

議事日程(第1号)

平成30年3月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告  
定期監査の報告  
例月出納検査の報告  
議員派遣  
各常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第1号  
平成30年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第2号  
平成30年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第3号  
平成30年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第4号  
平成30年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第5号  
平成30年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第6号  
平成29年度田布施町一般会計補正予算(第6号)議定について
- 日程第11 議案第7号  
平成29年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第12 議案第8号  
平成29年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第13 議案第9号  
平成29年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第14 議案第10号  
平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第15 議案第11号  
田布施町附属機関設置条例の制定について
- 日程第16 議案第12号  
田布施町行政手続条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号  
田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の制定について

- 日程第 1 8 議案第 1 4 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号  
田布施町情報公開条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号  
田布施町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号  
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号  
田布施南地域防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号  
田布施町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号  
田布施町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号  
田布施町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号  
田布施町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号  
田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号  
田布施町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号  
田布施町公園設置条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号  
田布施町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号  
田布施町文化財保護条例の一部改正について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告  
定期監査の報告  
例月出納検査の報告  
議員派遣

各常任委員会の調査報告

- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第1号  
平成30年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第2号  
平成30年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第3号  
平成30年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第4号  
平成30年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第5号  
平成30年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第6号  
平成29年度田布施町一般会計補正予算（第6号）議定について
- 日程第11 議案第7号  
平成29年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第12 議案第8号  
平成29年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第13 議案第9号  
平成29年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第14 議案第10号  
平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第15 議案第11号  
田布施町附属機関設置条例の制定について
- 日程第16 議案第12号  
田布施町行政手続条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号  
田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第19 議案第15号  
田布施町情報公開条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号  
田布施町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号  
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号  
田布施南地域防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号

- 田布施町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号
- 田布施町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号
- 田布施町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号
- 田布施町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号
- 田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号
- 田布施町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号
- 田布施町公園設置条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号
- 田布施町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号
- 田布施町文化財保護条例の一部改正について

---

出席議員（12人）

1 番	畠中 孝議員	3 番	松田規久夫議員
4 番	西本 篤史議員	5 番	國本 悦郎議員
6 番	谷村 善彦議員	7 番	瀬石 公夫議員
8 番	林山 健二議員	9 番	河内 賀寿議員
1 0 番	石田 修一議員	1 1 番	木本 睦博議員
1 2 番	竹谷 和彦議員	1 3 番	清神 清議員

---

欠席議員（1名）

2 番 國安 和夫議員

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 哲夫君	書記	林 大佑君
		書記	岩本 周平君

## 説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	東 浩二君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	鳥上 清史君	建設課主幹	田中 和彦君
建設課技幹兼係長	吉藤 功治君	町民福祉課長	川添 俊樹君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	惠元 朗夫君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中田 正美君
代表監査委員	常見 京平君		

午前9時00分開会

(ベル)

- 議長（清神 清議員） 平成30年第1回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。  
あらかじめお知らせをいたします。國安議員から欠席届が出され、本日の会議は欠席でございます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（清神 清議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、河内賀寿議員、石田修一議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

- 議長（清神 清議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は3月22日までの15日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

- 議長（清神 清議員） 日程第3、諸般の報告を行います。  
本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。  
例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。
- 代表監査委員（常見 京平君） 林山監査委員と私の両名で実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。  
平成29年12月、平成30年1月及び2月末における一般会計、特別会計歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 次に、議長から報告いたします。

地方自治法第121条例の規定により、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めたもの及び委任を受けたものの職氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 一般質問

○議長（清神 清議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番の発言を許します。最初に瀬石公夫議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） おはようございます。私は通告のとおり、4件の質問を行います。質問方式は一問一答でお願いいたします。

1点目の質問は、県道改良工事の進捗状況についてです。答弁者は町長でお願いします。それでは質問をいたします。

県道光上関線の瀬戸地区の新設バイパスは、現在、観音橋から東に工事がわずかに進んでいる。現在の県道は田布施川に沿って走り、道路沿いには住宅が立ち並び、光市、柳井市、平生町への通過道路として交通量が大変多く、その上、通学路で歩道もなく危険である。また、この区域の農地では道路が狭小で大型農機具や普通車が入れず、農地の管理・運搬等に支障をきたしている。こうしたことで平成14年3月1日に地域代表者の署名を添えて要望書を提出し、工事が開始された経緯があり、早期の完成を望んでいるが供用開始はいつごろになるのか。

また、県道光柳井線の三宅、竹重、奈良、矢蔵地区の改良工事の計画があるが、この道路は交通量が多く、通学道でもあり狭小で歩道がなく危険である。また、南周防大橋、田布施、平生合同斎苑方面から周南広域農道を通り、この県道との交差点は2012年に死亡事故が1件発生、2013、2014、2015年には軽傷事故が毎年1件ずつ、その他2名の死亡事故が起きており、地元から信号機設置の要望を行ってきたが、公安委員会との協議で困難となっている。県道のつけかえ、拡幅工事により歩道を設置し、見通しをよくすることで安全性が高まると思うが、今後の進捗状況をお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、瀬石議員さんの質問にお答えいたします。

県道改良工事についてのお尋ねであります。まず、県道光上関線のバイパス工事の見通しについてですが、当該路線の瀬戸地区は、田布施川沿いにあり、道路幅員も狭く、一部では道路の線形がよくなく、また住宅や商店が近接しており見通しの悪い箇所があることから、県において安全で円滑な通行を確保するため、平成14年から道路改良事業の調査に着手されております。

バイパス事業の整備延長約1,200メートルのうち、宿井地域側から改良工事及び用地の買収交渉等を進めており、現在約260メートルにおいて工事が行われております。引き続き用地取得を行うとともに、改良工事を進めていくとのことです。なお、供用開始の見通しでございますが、県からは未買収地があることや、御蔵戸川の取りつけ等の工事が残っているため、現時点ではお示しすることはできないが、早期完成に向けて努力していくとお聞きしております。

また、県道光柳井線の改良工事の進捗状況についてお答えします。

御承知のとおり、この路線は光市を起点として、当町を東西に横断し、柳井市の中心市街地へ至る幹線道路であります。御質問のように竹重、奈良、矢蔵においては、歩道もなく、また道路幅員も狭く急なカーブで見通しも悪いことから、県において安全で円滑な交通を確保するため、三宅交差点から矢蔵地域までの間において、歩道の設置や道路の拡幅が計画されております。これまで、測量や設

計などを進めており、今月に県が地元説明会を開催し、当該地区の線形等や道路計画やスケジュールなどについて説明がある予定です。

今後は、国営圃場整備計画と調整を図りながら、事業着手に向けて進められていくと聞いております。本町としましても2路線ともに重要な幹線道路であり、早期完成となるよう県に十分調整を図り協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石公夫議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 瀬戸地区は御存じのように現在、圃場整備をしているので、あそこは先ほど申しましたようになかなか農地に入りにくい、草側から入ろうとすると線路があって、そこはもう軽自動車以上は入れないというような形、そしてまた、南側から入ろうと思うと家が2軒あって狭くて入れないということで、この県道ができないとなかなか圃場整備で大変お世話になっているわけですが、非常に使い道が悪いと、農地の。いろいろ大型農機も入れない、普通トラックも入れないということになると、いろいろ運びにくいということが、もみ等を運ぶにくいということがあるわけですが、先ほどからなかなか用地がわずかではあるが難しいようなことも聞いておりますが、これは南周防農地整備事業所と柳井の土木建築事務所、これ等とすり合わせいまいしょうか、もしそのような計画があるので早くしてほしいとか、そのあたりのお話はされているかどうか、お聞きしたいと思うわけですが。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 国営事業のほうにおきましては、県とのすり合わせを十分やっておりますし、国のほうも予算がなかなかつかない状況で着手が遅れておりましたが、現在、工事にも入って順調に進んでおります。また、県知事要望にも国営事業と県のバイパスをともに早期に完了するように、特に、バイパスについては早くしてくださいというお願いもしております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） よろしく願いいたします。そういうことでバイパスも早くつくと農地が使いやすいと、そして先ほど答弁にもありましたように非常に狭小で、そして歩道もなく危険な道路でございます。昨年の12月には熊毛南高校、田布施中学校の女子生徒さんが交通事故で亡くなられたと。痛ましい事故であり、御家族の皆様もさぞつらいと思います。心かお悔やみを申し上げます。

この事故現場で地元の方と県とで話したわけでございます。そうしますと、これは大変なことだから本庁にも連絡しておる。また来年からは早く予算をつけて早く完成して交通安全に努めたいということを現場でも申しておられました。また、そこで工事による歩道ブロックを取り除いていたというようなこともありまして、また工事中で危険なところもありましたので、ポールを立てていただきました。早速対応をしてもらって感謝しているところでございますが、こうしたことで県道の交通安全事業の推進、また工事中の安全対策の確保を県に要望していただきたいと、このように思っておりますが、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 交通安全の通りに関しましては、県土木のほうに再三、町長を通しまして十分要望をいたしております。

今、瀬石さんが言われたのは別府田布施停車場線のことでございますけれども、これについても県のほうが一所懸命今、工事のほうを進めていただいております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 先ほど三宅、竹重、奈良、矢蔵の県道のことでございますが、これは3月6日に麻郷福祉会館のほうで地元説明がありまして、私もちょっと出席させていただきました

けど、そのように大体わかっております。県としてもスピーディーに対応したいとのことでございましたので、早く地元の要望に及ぶようにしていただきたいと思ひまして、次の質問に移させていただきます。

次に、2点目の質問を行います。質問事項は、町内の情報化の推進についてです。答弁者は町長でお願いします。それでは質問をいたします。

町内では民間によるアパート経営や新しい住宅団地の開発により、若者の世帯がふえ、県内では人口減少が少なく推移しており喜ばしいことであるが、人口減少は続いており、なお一層の若者定住化を進めなくてはならないと思う。

こうした若い世代の方々から山口県内では山陽小野田市と田布施町だけケーブルテレビがなく、転入前には見れていたテレビが映らなくなった。ケーブルテレビを設置してほしいと要望が多くある。

また、光ファイバー回線が来ていない地域が町内にはあり、住民の方々から高速ブロードバンドの早期の充実を望む声をよく聞く、簡単な検索アクセスで膨大な資料、映像、情報等が取り寄せられるインターネットの普及は、住民生活の向上になくてはならないものと思う。そこで、次の2点についてお尋ねします。

1、ケーブルテレビ事業者が採算の見込める地域には進出したいとの意向があるが、事業者に調査をしてもらってはどうか。

2、町内の光ファイバー回線の未実施地域はどの地域か、また、その未実施地域の解消はどのような計画で行われるのか、答弁をよろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

まず、町内の情報化の推進に向けての前提として、ケーブルテレビ事業と光ファイバー網の拡充事業について、同時に進めることは難しく、それぞれの民間業者が異なるため、ケーブルテレビ事業を進めなければ、光ファイバー網の拡充は進まず、光ファイバー網の拡充を進めればケーブルテレビの事業は進みません。これは本町の人口規模であれば、都市部に比べて民間の収益性が低くなるためです。

平成23年度のNTT西日本が光ファイバー回線によるサービス提供の開始をする際も、ケーブルテレビ事業者が不在であり、収益が見込みやすい状況であったために、町からの補助金なしで開設できたと聞いております。しかし、それ以降の田布施南局の開設、サービス提供エリアの拡充をするためにNTT西日本に対して、町補助金2,400万円を出資しております。

また、国の補助事業でケーブルテレビ事業を進めた中国地方のある自治体においては、結果としてケーブルテレビ事業者がいるために収益が見込めないと、今、必要とされている光ファイバー網によるサービス提供の展開が困難な自治体もあると聞いております。

現在、町内の光ファイバー網は、大枠で申し上げると宿井、川西、上田布施、大波野、麻郷、別府のそれぞれの一部において整備されておられません。町全体の世帯で言えば約1割の世帯が光ファイバーのサービスを利用できていません。

お尋ねのケーブルテレビ事業の調査についてですが、先ほど申し上げましたが、光ファイバー網の拡充と同時に行うことが困難であります。加えて、光ファイバー網のサービス提供でさえ生じている町内の情報基盤の格差を、さらに助長することになります。

町としましては、離島を除く町内の全地域への光ファイバー網の拡充を目指し、一部地区における辺地総合整備計画の活用を踏まえ、町内全域へのサービスを拡充する検討をしましたが、残念ながら平成30年度においては、本庁舎の耐震改修事業等もあり、財源のめどが立たず先送りの決断をせざるを得ませんでした。

しかしながら、昨今はインターネットを使用した多くのサービスは光ファイバー網を前提とした超高速ブロードバンドの環境が求められていることが多くなっていますので、引き続き離島を除く町内

全域への光ファイバー網の拡充を目指し、また、その光ファイバー網を活用してケーブルテレビと同様のサービスが提供できないか、さまざまな利活用方法を含め、調査研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今ちょっと答弁で、私の認識が違うのかもわかりませんが、ケーブルテレビと光ファイバーというのは違うんですか、光ファイバーはNTTがやる。そしてケーブルテレビというのはこのあたりであったらKビジョン、周南ケーブルテレビ、アイ・キャンと線を引いて、家にテレビを置くというように解釈しているわけで、そしてその1社、アイ・キャンは岩国ですから、そして田布施に来ることはできる。1つの業者、柳井の業者さんは余田の辺までぼつぼつ引きたいと、そしてたら田布施の町のほうの方もそのケーブルテレビに入りたいと、周南ケーブルネットのほうにたまに来られると、多くじゃないが来られる。そうすると、一応、調査をしてもしか採算が合うようだったら、収益が合うようだったら進出したいというような話があったわけですけど、その手前でケーブルと光ファイバー、これが一体みたいな、一体的に進めるというのはその辺をちょっと教えていただきたいと思うわけですが。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 今、瀬石議員が言われるとおりでですね、光ファイバー網とケーブルテレビというのは別々でございます。光ファイバー網を進めて、光ファイバー網についてはNTTがやっているわけですけど、これについては今、コラボレーションという感じで、そのファイバー網を貸し出すということもできるようになるか、もう一昨年からNTTのほうはやっております。実際に、それについても今、収益があるところについては、ある一定程度までやってきたんですけど、先ほども町長の答弁にありましたけど、現在で2,400万円補助金を出して、今この状態というような状況であります。

ですけど、さらにまだ広げてほしいということに対して、もうNTTのほうは収益が上がらないので、補助金を出してほしいということで、うちとしても光ファイバー網を離島を除く全地域に伸ばしていきたいということで、その財源を辺地債とかいうことで、今現在考えているところでございます。

ケーブルテレビにつきましては、調査の話は、町長のところへ再々来られます。やはりこちらもやっぱり収益が上がらないと、やっぱりやらないということでございますので、その調査を収益がどこまであるかということで、調査をしたいということでございます。ですけど、やはり光ファイバー網での、各一家庭で考えれば、ある家庭が光ファイバー網でその光ネットをつなぐことで、また負担がかかる。それプラスケーブルテレビということになれば、さらに負担がかかるということで、両方を進めていくということになれば、一家庭であれば、負担が大きくなってやっぱり収益性についても下がってくるというようなところになります。

ケーブルテレビの会社の方が町長のところに来られるところで、今、柳井でやられているケーブルテレビ会社の方が再々来られるわけですけど、やはり柳井の実情を見ましても、柳井から出資金を多くの金額を出しております。やはり2期工事というところまで、まだ予定ではもう終わるぐらいの2期工事がございますけど、まだそれもなかなか進んでいないというような状況でございます。

やはり、ある一定の家庭でも負担があるかもしれませんが、自治体に対してのある出資、補助金等をやっぱり求められるということで、町としましてもやっぱり光ファイバー、ケーブルテレビは県内でも山陽小野田、田布施町にないという実情ではありますけど、やはり収益の上がるところだけをケーブルテレビでやられたら、そのほかの広げるところの要望が出て、町としましてもその財源を確保しなければいけないということになれば、なおさら光ファイバー網の整備は進んでいかないというような状況にもなってきますので、町としてはケーブルテレビよりも光ファイバー網の拡充をまず優先してやっていくべきではないかということで、今、考えているということでございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そしたら光ファイバーは私がいつか質問して2,400万円、地方創生のほうで予算をとってもらって、さっき言われたように割と人口が密集してところはもうみんな通ったわけですが、大波野、竹尾、国木、川西、あのあたりが来ていないということで、これも光ファイバーが来れば、結局、その光ファイバーを使ってケーブルテレビが映るということじゃないでしょう、そういうことですか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 光ファイバー網を広げれば広げて、そのケーブルテレビ会社さんがどういうふうにされるかなんですけども、光ファイバー網を使ってNTTのほうから借りてケーブルテレビの自社で整備する金額が減りますので、だから広がる範囲が広がってくると、NTTからの光ファイバー網を利用してやることもできるということでございます。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そういうことがあるのならば、まずはその民間会社、町長のところにもよく来られるという方が、私には収益が見込められるところは町から負担くれとかそういう意味合いはなかったです。そういうところは調査したいというんですから、それは、調査は向こうがされるんだから、そうは言っても町を抜きにして、田布施に入って調査するわけにはいかんと言われるんだから、調査ぐらいはしてもらおうということを強く要望しておきます。

そして、インターネットでございますが、インターネットの回線というのは電話線で使う場合、電話局舎という機械が据えてあるところですね。これは田布施で言えば砂田と浜城にあるわけで、そこから2キロ離れると、順々速度が落ちるわけですね。そやから小行司の辺とか竹尾のあたりにおける人はインターネットが動かんと、このあたりにおける人は電話回線を今まで使っていたADSLでも結構動くんです。

それから離れると、私もそのあとちょっと認識不足で、そんなに動かんかね、うちらは電話線でやっているけど動くけどと言うたら、なかなか動かない。その辺を調べてみると2キロを超すと急激に落ちると、そういうことになると、ぜひこれはやってもらいたいと思うんで、先ほど言われた辺地債等を使われて、先行的にそういう離れた小行司とか竹尾とか辺地債に入っているんだから、その辺は進めたい。そして、まだ一所懸命そのあたりの補助基準を見ると、まだまだ田布施でも辺地に入れられるところがあるかもわからないので、そのあたりを一所懸命しっかりと提供してほしいと思いますが、ちょっと答弁をよろしく。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 議員さん言われるとおり、うちとしては小行司、竹尾については辺地債が使えるということで、辺地債を使えば借金ではありますけども、交付税算入があるということで、こちらとしてもメリットがあるということで、そのほかの地域について辺地債が計画ができないかというところで、担当のほうがいろんな面からの辺地への点数をクリアしないと、辺地の計画は立てられませんので、そういったところでやっていって、今、現在、国木、真殿地区については、ある程度クリアできるのではないかという見通しを立てているところでございます。

ですけど、ほかのところ、川西、宿井のあたりとか、そういったところについてはなかなか点数的に辺地の計画を立てることができないという見通しでございます。ですけど、辺地のところだけをやるといっわけにはいきませんので、そこに行くまでの辺地に当たらない部分、小行司であれば、大波野のところをやらないと小行司まで持っていきませんので、小行司の部分については、やっぱり辺地計画で入れられますけど、そこの行くまでの過程のところを町の単独の一般財源で全部補填しなければいけないという大きな問題がございます。

ちなみに、全体で試算しているところでは、町内離島を除く全地域をやるのに約1億5,000万

円から2,000万円要することで、辺地の計画をもし入れられるとしても、半分程度ということになりますので、半分は全部一般財源を導入しなければいけないということになりますので、そういったところで大きな判断をしていかなければいけないということになりますので、その辺で30年度についてはちょっと今回できなかったということでございますので、今後、31年度以降に向けて協力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 31年度以降に考えるということで、31年以降だからもって差があるんじゃないから31年も入っていると思うんで、一つ努力をしていただきたいと思うわけでございます。

昨年の10月に行われた地域連合理事会との意見交換でもケーブルテレビをつけてほしい、光ファイバーを引いてほしいという要望が出ておりますので、ひとつよろしく願いいたしたいと思っております。そして次に、3点目の質問に移らせていただきます。

次に、3点目の質問を行います。質問事項は、平成30年度の介護保険料についてです。答弁者は町長でお願いします。

それでは質問をいたします。介護保険料は、3年前に3年間の計画を策定し、介護保険料が算定されることとなっており、平成29年度までの3年間の基準額は年額5万6,800円であった。これまでは、県内で低い位置であったと思うが、来年度からの介護保険料は大幅に上昇する見込みであるという。

平成27年の法改正により介護予防事業は、介護予防・日常生活支援総合事業に見直しが行われ、介護予防対策の取り組みが重要となっている。高齢化の進展により、介護給付費は増加するが、町が介護予防対策の効果的な取り組みを行うことにより、介護給付費を抑制することができる。そこで町長に、次のことをお尋ねします。

- 1、来年度からの介護保険料はどのようになるのか。また大幅に上昇した要因は何か。
  - 2、介護予防事業について、これまでの3年間の取り組み成果と課題を問う。
  - 3、今後予定されている認知症施策や生活支援体制整備等について、進捗状況と取り組みを問う。
- 積み立てた基金5,853万5,820円はどのようにされるのか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

質問にありましたが、介護保険制度は、市町は3年ごとに、今後3年間の介護サービスの利用見込みを推計し、第1号被保険者の介護保険料を定めるとされています。

1点目は、来年度からの介護保険料と上昇要因についてであります。来年度からの介護保険料は、国の算定方法に基づき算定しました結果、基準額が7万400円となります。増加の要因は、主に介護給付費の増加によるものであります。今後の介護サービスの費用を見込む場合は、国に示されたシステムを使い試算をいたしますが、本町では今年度に利用された各サービスの実績が大幅に増加しております。この今年度の増加率が今後3年間の算定に大きく影響するため、今後の推計値が増加しております。その他の要因としては、第1号被保険者の制度上の負担割合が22%から23%に引き上げられたことなどであります。

2点目は、介護予防事業のこれまでの3年間の取り組み成果と課題についてであります。

主要な取り組みとしましては、平成28年度から、いきいき百歳体操を町内の8会場で毎週開催しております。各会場の参加者は10人から20人程度で、参加者の評判はよく、今後も会場をふやしていきたいと考えております。介護予防事業による成果については、すぐに目に見えてあらわれるものではありませんが、本年度の要支援1・2の認定者数は平成27年度に比べ減少見込みであります。

次に課題であります。本年度はこれまでの介護予防事業が介護予防・日常生活支援総合事業へ移

行し、大きな課題となっていました。意向に関して大きなトラブルはなく、順調に移行が進んでいるところであり。今後は、介護予防事業への参加者の増加等に努めていきたいと考えています。

3点目は、認知症施策や生活支援体制整備等の進捗状況と取り組みについてであります。

認知症施策につきましては、昨年の9月に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人などの訪問相談や支援などを行うとともに、誰もが気軽に集い認知症の相談等を行うことができる場として、オレンジカフェを高齢者いきいき館と麻里府公民館で毎月開催し、活動の場を広げていくこととしています。

また、この4月から新たに認知症初期集中支援チームを設置し、初期的な集中支援が必要なケースに認知症に関する医療や介護の専門職が、包括的に支援を行っていく体制を整備しています。チームには、町の保健師が加わり、認知症をサポート医を柳井医療センター内の認知症疾患医療センターにお願いすることとしています。

生活支援体制整備につきましては、本町では新年度から新たに生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの体制づくりを進めたいと考えております。今後、コーディネーター等により町の資源の把握に取り組み、これから整備し、協議体を協働の場として今ある資源を有効に活用した、新たなサービスや本町に合った支援体制の開発に努めるとともに、高齢者の需要と担い手の結びつけを行っていくこととしています。また、新たな担い手の養成等を行い、地域における支え合いの体制づくりを進めていきたいと考えております。

4点目は、基金についてであります。

介護給付費準備基金は平成28年度末の残高が5,800万円程度であります。本年度は介護給付費が大幅に増加したため基金を取り崩し、繰り入れを行います。このため本年度末の残高は約4,100万円程度に減少する見込みであります。

介護保険制度では、介護支給費の剰余金を準備資金に積み立てて介護支給費を見込みを上回る場合には、準備基金から必要額を取り崩すことができるとしています。そのため、制度開始時に田布施町介護給付費準備基金条例により本基金を設置したものであります。

条例では、設置目的を介護給付費の支給に備えるものとしており、基金の処分は介護給付費の支給に充てるとき、または、やむを得ない理由により生じた介護保険の実施のために必要な経費を充てるとされています。このため、基金残高につきましては、本年度のように介護給付費が見込みを上回る場合に繰り入れることとしております。

準備基金を使い切った場合は、本年度のように財源が不足するときに借り入れを行い、次の計画期間で償還を行うこととなるため、通常の給付費の増加に償還額を加えて保険料を算定することとなり、急激な保険料の増加は避けなければならないと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 介護予防対策でございますが、先ほど言われたいきいき百歳体操、そしてオレンジカフェですか、そのように取り組んでおられるということで、我々経済厚生委員会でも九州の佐々町というところが、介護保険料が下がっているということで視察に行きました。3年前だと思います。

そうすると、その施設では健康になりたい、元気でいたい、人生をずっと楽しみたいという方々がいろいろ体操をやっておられました。トレーニングマシンも置いてあるし、職員さんもさつき言われたいろんな職員さん、コーチ、そういう方がおられた。そして佐々町には入浴施設があり、立派な保健センターがありました。そして、冬の寒いとき、夏の暑いときというのはなかなか外で体を動かそうと思っても、なかなかそういう機会がないということで、そういう施設を持ってみんなに対応していただいている。今、いきいき百歳体操なんかは公民館等でもやっておられると思うわけですけど、ちゃんとした施設を持ってやっておられるところは、介護保険料も下がっているというような事象も

ございます。

今後、高齢化社会になり、また子育てからそういうことも大切でございます。今後、そういう保健施設というものをちゃんと整備して、みんなが生き生きした町に、そして取り組もうと思っておられるか、そのあたりのお考え、気持ちをお聞きしたいと思います。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 理想としましては、保健施設等の整備が理想でありますけれど、財源の問題などもありますので、これから利用者等のニーズを調査して、どういったものが田布施町で希望されているか、これらを生活支援コーディネーター等も配置することもありますので、こういった調査なども行い、町に合ったサービスを提供できるようにしていきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そのように、よく調査をしていただきまして新しい生活支援委員、そういうのも置かれるということでございますので。

そしてもう一つ、岡山の矢掛町というところにも視察に行きました。こういう保健センターを見るということで。そこには役場職員というか、町の職員のそういうコーチがおられてトレーニングマシン等で運動をしておられた。そのようになかなか今、そういう運動、体を動かしたいという方がいらっしゃるけど、なかなか冬の寒いとき、暑いとき、そういうときやはり冷暖房があるところで運動ができるというのは、高齢者にとっては健康づくりに大変いいんじゃないかと思っておりますので、課長がおっしゃられたように、ぜひ調査をされていい方向にしていきたいと、そのように思っております。

そして、先ほどの積立基金でございますが、これを崩さない。これはいよいよ医療費が足らなくなった時のために大事に、大事にとっておくんだというような、そういう答弁だったと思うわけでございますが。

これはきょうの新聞でございます。今日の山口新聞に今朝載っておりましたが、都道府県庁所在地と政令地区のうち500円を超える増額となるのは14市で、うち2市は1,000円台の大幅な上昇となると、田布施もこのたびは1,000円以上、上がるわけでございます。そういうことで上昇となる。年金収入のみに家計を頼る高齢者には負担が重くなる。据え置いた自治体は基金を取り崩すなどして、財源の一部に充ててということでございますので、この基金というのは取り崩して当然だと思うわけでございます。

そして先ほどから言われた4,100万円、足らなくなるとこの年末で。しかし、医療費の請求は2カ月遅れぐらいで来るんで、この試算されたときは、まだ決算は全く分からない時点じゃないですか。それを今から足らなくなるから、この基金は置いておかないといけないというような、どうも私は納得できないわけですが、ちょっと答弁をよろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 3月の決算見込みを作成する時点では、まだ最終月の支払いまで支給額がわからないので、これは12月の支給までの状況から3月までを推計しまして見込んだ数字でありますので、これが決算額になることではありません。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そうだろうと思うわけです。それから幾ら残るのか、今、実際には5,800万円残っているわけです、数字には。そうすると、これを取り崩すと年額約3,600円安くなるということでございます。今度、上がって5万6,800円、7万440円、年間1万3,640円高くなる。月額1,137円高くなる。先ほどの新聞では「うち2市は1,000円台の大幅な上昇となる」と、田布施町は大幅な上昇になるわけです。そして、この5,800万円を取り崩すと年額3,600円安くなる。月にすると300円ぐらい安くなると。月5,800万円を入れると、月300円安くなる。

そうすると、なぜこのように年額約3,600円安くなる、5,800万円基金があつてそれを取り崩すと年に約3,600円安くなるのに、なぜそれを取り崩されないか、月300円。そうすると月の月額保険料は1,000円以下になるということでございますが、このあたりいつまでもこれを積み立てておいても、もしか医療費が足らなくなったら、県にも基金あると思うので、こういう事業をやると。そこで借りればいいと思うわけです。借りるか、また1カ月ぐらいなら医療機関が待ってくれる、そういうような救済措置があるというように私は聞いておりますが、特に、この月300円安くなるので5,800万円を入れると年間で3,600円、年金生活者には大変大きなお金でございます。そのあたりを、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 今度の計画から6年前、2期前のときに基金の残高が約1億円近くになりまして、この時は県のほうから、田布施町さんの財政規模ではこの1億円は多すぎるということで、第5期、第6期につきましては5,000万円ずつ基金を繰り入れ、保険料の抑制に努めてまいりましたため、県内でも2番目に安い保険料として推移してきました。その結果、基金の残高は5,000万円ほどまで落ちまして、これまでが安かったので、ちょっと大幅な上昇のように見えるわけでありまして。

そして、基金につきましては条例で介護給付費が不足する場合に取り崩すことができるとされておりますので、現在の条例では基本的には介護保険費が足りなかったときのみに取り崩すようになっております。このため、今回につきましては繰り入れをしないこととしております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

〔済みません〕と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 済みません。あと借り入れを行いました場合は、次の3年間で返済するということが決められておりますため、次の3年間は介護給付費プラス返済額、これを3年間の被保険者数で割って計算するようになりますので、大幅に上昇するようになりますので、なるべくそういうのは避けたいと考えております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） もう1問あります。今、基金を繰り入れることは難しいと言われましたが、やむを得ない事情がある場合とかいう但し書きがあると思うので、その辺はちょっと詭弁だと私は思うわけでございまして、そういうことで、とにかく3年先に仮に基金があつたとしたら必ずそれは取り崩して、保険料を下げていただきたいということを強く申し述べておきます。

それでは、次の4点目の質問に移ります。質問事項は中学生の通学かばんについてです。答弁者は教育長でお願いします。

それでは質問をいたします。中学生の通学かばんが重すぎる、どうにかならないかという声が寄せられる。脱ゆとり教育の流れで教科書が厚みを増したのが最大の要因で、教科書の総ページ数は16年度に4,182ページと、02年度の2,711ページと比べて54.3%増加。写真や図版を豊富に載せるために紙質も向上し重みが増す。さらに学校の判断で購入する資料集などの副教材も、主流がA5判から雑誌サイズのA4判にワイド化している。

こうしたことで、徒歩通学の生徒は、通学かばんと補助バックのナップサックを合わせて10キロ以上の大変重い荷物を毎日持ち歩くことになり、荷物が重すぎる。少しでも軽くできないかどうかと生徒の保護者も訴えている。

某市の中学2年生は、自宅から1.5キロ、総重量8.5キロの通学かばんを背負い、手に5.5キロの補助バックを下げ、片道30分を歩いて通う。部活動の道具なども入れる補助バックの持ち手は重みでちぎれかかっている。身長159センチ、体重47キロの中学生として体格が小さいわけではない。ただ、荷物は体重の3分の1に相当する。腰や背中に痛みを感じ、5月の定期検査では脊柱変

形の疑いと診断された。保護者は、猫背気味でもあり、成長への影響が心配。少しでも軽くできないだろうかと案じている。

教育長に次のことをお尋ねします。

- 1、必要な勉強道具だけを持ち歩くようにできないか。
- 2、2キロ未満の自転車通学を希望者には許可できないか。
- 3、カート等の利用の検討はできないか。
- 4、教科書、副教材、辞書等のデジタル化はどのようになっているのか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。それでは、通学かばんにかかる御質問についてお答えいたします。

まず、第1点目は、必要な学習用品だけを持ち歩くようにできないだろうかということです。通常、本町では毎日持ち歩く学習用品としては、その日、学校で学習する必要な学習用品であり、帰宅した後、家庭学習で必要な学用品を持ち歩いております。したがって、その日に必要な学用品だけを持ち歩いているということになります。

中学校の部活動で使用するものにつきましては、特別な用具等を除いて、毎日、着替えるものや、家庭で練習する用具等については持ち帰っていると思います。毎日、持ち帰りの必要がない学用品や運動用具は、家庭や学校で保管をしております。

こうした問題につきましては、ケース・バイ・ケースにより対応が考えられますので、登下校の不自由さを感じる場合には、担任に相談をするのが一番よいかと思ひますし、そういうふうになっております。

2点目は、2キロ未満の自転車通学を希望するには許可はできないだろうかという質問です。自転車通学の範囲の決定につきましても、生徒や保護者等と学校が種々の条件を勘案しながら協議して決めていく問題であり、教育委員会がどうこう言う問題ではないと思ひておりますが、御質問をいただきましたので、学校の意見や考えを聞いてまいりましたところ、自転車置き場も生徒の減少で十分余裕があり、生徒一人一人の通学状況に応じて対応をしているとのことでございます。

ただし、徒歩で十分登校できるようなところに住んでいる生徒まで、自転車通学の範囲にするというのは考えものであり、あくまでも徒歩通学をしてほしいとのことでした。この場合もケース・バイ・ケースで対応したいとのことでした。私もこうした考え方に納得をしているところでございます。

3点目は、カートの利用は検討できないかとの御質問です。カートの利用につきましては、持参する荷物等にもよると思ひますが、カートを利用するような状況が予想をされる場合は、学校に相談をされるとよいと思ひます。むやみに禁止をすることはないとと思ひます。ただし、通学かばんは指定をされておりますので、あくまでも特別の場合に利用ということになるかと思ひます。

4点目は、教科書、副教材、辞書等のデジタル化についての御質問です。教科書のデジタル化につきましては、現在、文部科学省の諮問機関であります学校におけるICT環境整備のあり方に関する有識者会議等において、今後の方向性が検討をされているところであります。教育委員会や学校現場に現在、具体的な方向が示されている状況にございませぬ。有識者会議の報告書等から申し上げますと、現在の教科書無償制度との関係から、教科書につきましては、あくまでも紙の教科書を基本とする形態であることから、紙の教科書とデジタル教科書の双方を、無償措置を対象とすることは直ちに困難であるというふうないろいろな話し合いが出ております。

デジタル教科書は当然、音声や動画等学習効果が期待をされておりますけど、デジタル教科書の使用を希望する自治体につきましては、これは今の考えですけど周辺環境の整備とも含めて膨大な予算を確保しなければならず、国等からの大きな支援が期待されない状況においては、非常に現在、導入は困難であるというふうな理解をしております。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今日こういった一般質問を出した後この中国新聞を見たのですが、広島市西区の中広中学校は教科書を教室に置いたままにしてはいけないという規則を見直した。市教委に要望していた個人用ロッカーが昨年8月末に整備されたのを受け、机の中やロッカー内であれば教科書を含む勉強道具を置いて帰ってもよいことに、置くもの、持ち帰るものの判別を各自に委ねることにした。野澤久美校長は家庭学習に必要なものは何か、生徒自身に考えてもらう。それは自主性と判断力を育むことにもつながると狙いを語ると。こうした動きに対して広島大学院の山崎博敏教授は、学校週5日制に伴う1日の授業数の増加のかばんが重い要因、子供の成長にもかかわる問題なので、各校に応じた対策を柔軟に見出す努力が欠かせないと語ったと。

さっき教育長が言われる学校に相談をすれば、担任の先生に相談すれば置いて帰るかどうか、それでもなかなか子供はそういうことは言えないと思うので、ロッカーでも後ろに、これ写真もあります、ロッカーでも後ろにつけておけば置いて帰るとか、そういうのを言いやすくなると思うので、大したものではないので教室の後ろにそういうものを、今後、考えていただきたいとこのように思いますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（清神 清議員） 時間が1分ですが、最後に教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） はい、わかりました。ロッカーはもう現在ございます。言われるように重くなった理由は、教科書がやたらに図や絵を入れて、紙もすごい重い紙を使っているというのが一番原因だと思います。これら教科書について、また国のほうにもそういったことを、教科書を採択された会社にそういったことを理解してほしいというように思います。

それから、今、紹介をしていただきました広島のとおり、本町につきましては学校はそのように子供の主体性を重んじて、必要なものだけを持って帰るというのを本人に判断をさせていく方法にしておりますので、あくまでも本人がそういったことを考えてやるということで、強制的にあれ持っていきなさい、これ持っていきなさいと言うことは行わないという形になっておりますので、できるだけ重くない状況で登下校をさせたいと。これは交通安全の問題もありますので、させたいと思います。十分、参考にさせていただきます。

○議長（清神 清議員） ちょうど時間になったんですが。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そしたらデジタル教科書も、これも文部科学省でも進めておりますので今、教育長はさっきよくわからないと言われた、もうこれは2019年の4月から実施されますので、ひとつよろしく。

以上でどうもありがとうございました。

○議長（清神 清議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、木本睦博議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） 一問一答方式で3問ほど、いずれも答弁者町長、お願いします。まず最初に、総合特区についての質問でございます。

この総合特区は、次世代型農業生産構造確立特区と言いますが、平成23年度から事業着手している国営緊急農地再編整備事業を契機に、田布施町、光市、柳井市、2市1町を対象に、地域の農業生産の構造的な問題を改革し、全国のモデルとなる農業生産構造を確立するものとして平成23年度総合特区に指定され、24年に認定されております。

この総合特区は、国の財政支援を希望するものとして圃場整備、2番目に鳥獣被害防止総合対策交付金、これは農水省のほうのハード事業ですが、今きちんと金網等でやられている。3番目に農漁村活性化プロジェクト支援交付金、これはイチゴハウスなんかでございますが。4番目、6次産業化ネットワーク活動交付金、これもイチゴ用の機会です。5番目に中山間地域総合整備事業、これが西

山・潤田地区の道路整備事業をずっとやりますが、この総合特区、5年に1度更新となっていると思いますが、平成30年度新たな特区計画または特区指定の解除に必要な書類を作成しなければいけないが、解除するのか、また特区計画を提出するのかお尋ねします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、木本議員さん、お答えいたします。

特区を解除するのか新たな計画で継続するのかのお尋ねです。

本町が認定を受けております、次世代型農業生産構造確立特区は、平成23年12月22日に地域活性化総合特別区域指定を受け、平成24年1月30日に次世代型農業生産構造確立特区の認定を受けました。

本町と光市、柳井市の2市1町を対象として、平成23年度から事業着手している国営緊急農地再編整備事業を契機に、地域の農業生産の構造的な問題を改革し、土地利用率の向上、農業所得の増大を図り、国営事業と一体となって、温暖多湿日照の恵まれた地域特性を踏まえた自然エネルギーの活用、集落営農法人や女性グループといった地域資源を活用した第6次産業化などを積極的に推進し、全国のモデルとなる次世代型の農業生産構造を確立しようとするものです。

お尋ねのように、平成30年度に目標年度を迎えるにあたり、平成30年7月末までに継続か指定解除かを国に報告する必要があります。継続の場合は新たな特区計画を作成し、平成30年9月末ごろに国に提出することとなります。

いずれにしましても国に提出する前に、南周防国営緊急農地再編整備事業推進協議会の承認を得る必要がありますので、今後、県、関係市町、関係機関に協議することとしております。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） この総合特区、かつて高川議員がこの総合特区に入ったらということで質問されておりますが、総合特区、田布施町が入っているというのはなかなか知らない人が多いです。私もこのさっき町長が言われた会議で知ったわけですが、内容もなかなか難しく、理解も難しいという、何度も県のほうに問い合わせしておりますが。

この総合特区、計画とか実行評価、総合評価、これは町がやるものですか、県がやるものですか。また、総合特区、県下には何カ所にいつてされていますか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 評価は毎年行って内閣府に提出しております。それは県が中心となって、関係市町と協議して作成しております。

県内でこういう特区があるのはこの地域だけです。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） 色々さっき言ったんですが、イチジクハウスとか潤田の農道なんか、この特区の少し影響を受けてるといふか、特区のおかげでこれやっちょるわけですか、あと木地でやってる鳥獣害の防止のフェンス、特区の影響でこれがやれているわけですか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 特区制度には規制の特例とか、財政支援、金融支援等があります。その中の財政支援といたしましては、国営事業とか、鳥獣害の防止策、これとか農林水産中央予算でやっておりますが、こういうものが不足する場合は、年間5億円の別予算が内閣府のほうで手当ができるということは、この制度の中でできるんですが、そういうことで内閣府のほうにも予算を要求等はしておりますが、それがついてきたということはいまだになくて、農水省の予算で今年はお願ひしますという格好で、なかなか難しい状況ではあります。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） 今、課長言われたように特区制度によるいろいろ支援措置があり

ますよね。税制支援ですか、個人出資に所得控除、あと財政支援、たしか3年を期限に5億円の支給ですか、あと金融支援、利息、規制緩和の制度の支援とかあります。これ、光市とか柳井市が農業法人とかJAの機械を購入することで補助を受けておりますが、田布施町も補助を受けるところは今のところないわけです。どんどん活用したらいいと思いますが、許可がおりないわけですか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、議員がおっしゃいました光市というのは、里の厨を作ったときの、農山漁村プロジェクト交付金事業だと思うんですが、これについて不足分について光市のこの特区で内閣府に申請しましたが、それがおりたかどうかというのは定かではありませんが、この特区がありますので、今その特区に指定されているところの農水産業事業につきましては、常にこの特区がありますからということで要望は行っております。

この特区をつくる時、国の今やっております圃場整備事業、この要件に全てそういうものを入れて、国によって実施してもらおうというのが一番最初の取りかかりでした。地域指定を受けて、実際の特区認定まで1年間、内閣府とさまざまな協議をしまいいりました。その中において、やはり既存のある事業については、そちらがまず優先されるということで、そちらでやってくださいということで、なかなか実際この特区があっても財政支援がどこまであったかというのは、金額としてはあらわれてきませんが、この制度を利用して農水省のほうにも強く要望しております。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） せっかく特区に認定されても、また30年度も更新するようにお願いいたします。圃場整備に時間を食いますので、次に移ります。

町長の進退について、町長に伺います。

長信町長は、前寺田町長の第4次総合計画を継承し、第5総合計画を策定され、それをもとに3期11年5カ月町政を行われております。

依然として社会経済情勢、また本町の財政状況ともに大変厳しい中、住みよさ山口県一の町づくりをモットーに3期目の町政を行われております。その中でも、財政再建、農業の再生、安心安全の町づくり等重要課題をテーマに町政を行ってこられました。財政再建については少しずつ健全化に向かっており、一定の評価をしておりますが、県下ではまだワースト3の状態です。

また、荒廃地の解消では現在圃場整備を行っておりますが、まだ予算から見ると進捗率は56%、やっと半分終わったところでございます。さらに、来年度は本庁舎の耐震補強工事も予定されております。また、第2庁舎建設計画、さらに人口減少問題等重要課題が山積しております。また、町長が約束されております住みよさ山口県一の町づくりですが、今の状態ではとても山口県一とは言えません。その他、町長としてやり残した仕事も多くおありと思いますが、10月実施予定の町長選挙に出馬の意思がおありかお尋ねいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、木本議員さんの質問に対してお答え申し上げます。

内容が私個人のことでありますので、あまり具体的なことは申し上げないかもしれませんが、また議員さんとは個々にお話ができる機会もあろうと思っておりますので、その辺を踏まえて、今日のこの答弁にさせていただければと思います。

18年11月15日の町長就任以来、ちょうど11年と残すところ6カ月強ですから、わずかということで、3期町長を今まで担ってまいりました。2期目の経緯を生かし、私のモットーである住みよさ山口県ということで一生懸命取り組んでまいりましたが、御承知のように国あるいは県も含めて、全体的に少子高齢化を踏まえた状況で制度が変わってきていると。

ちょうど12年前の前町長の後を継いだときは、御承知のように町村合併という大きなものを抱えておりまして、その中でどうするんだという話の中で、自分が自ら進んで町長に立候補した経緯がございます。

そして、一番冒頭気がついたのは、何せこの財政の厳しい状況で、ちょうど北海道の夕張の問題等があったときに、田布施町第二の夕張になるぞというような話を受けて、何とか財政再建をしなきゃいけないということで、町職員、町を上げての取り組みにおいて何とかそれを乗り切ることができました。ただ、12年間やって、その財政再建がちゃんとできたかという、責任を持って「はい、できました」とはよう申し上げません。

先ほどの質問の中で、ワースト3、2というような状況の中における本田布施町でありますから、もっともこれからそういう工夫をしながら財政再建に向けてはやっていかなきゃいけないなという思いがありますし、私自身もそのつもりで一生懸命やってきました。

ただ、今御質問いただいたちょうど3月のこの定例会、最終年度ではあるにしろ、予算をしっかりと審議していただくこの機会に、「町長、お前やるか、やめるか、まだやらんのか」という話になると、何となく私自身が「そねいな無責任な回答はできんな」という思いがありまして、答弁を一応つくらせていただいております。

一番の基本は、あくまでも本議会で提案している新年度予算について、ちゃんと御承認をいただき、町の将来に向けて議会の御承諾をいただくことが第一であろうという思いの3月この議会であるというふうに認識しております。

先ほど来から申しているとおり、非常に国全体の動きが変わってきていると同時に、田布施町自体が非常に置かれている立場上、今日の一般質問の中にも数あるように、これから取り組んでいかなきゃいけないことがたくさんあるわけです。それをこれから十分精査して、どういうふうにしてできるんかというのは、私が今残す任期の中でちゃんとその辺もある程度は方向性を立てて進めていかなきゃいけないかなという思いをしておりますが、今質問に対して、「いや、もうこれで町長3期12年やったからやめます」とか、「いや、もうちょっとということで続けてやります」という直接の御返答は木本議員さんによる申し上げないんですが、ただ、大事なことは、その辺を踏まえて、やはり田布施町の町づくりに将来性をしっかりと持った考えで、多くの皆さんがおられるということがわかれば、私はその辺は判断していこうというふうに思っております。

その時期がいつかということになると、今すぐ、じゃあいつですということはできませんが、そうはいいまして選挙であります、道を選ぶ選挙であれば、そんなに長く引つ張るのもおかしいわけがありますし、そうかと言って早々に今結論を出すというわけには、先ほど来から申している事情がありましてようできません。6月議会ぐらいをめどに、自分の進退についてはしっかりと決めていきたいなという気持ちを持っておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

また、何かの機会があれば、それぞれ議員さんとも御相談申し上げながら、私自身の3期12年が強くてよかったのかも、お前まだやりきつとらんとか、もっとやらんにゃいけんとか、ええ加減にやめいと、いろんな話をしっかりと出してもらって、その辺での判断も踏まえ、6月ぐらいにはその辺の結論を出したいというふうに思っておりますので、どうぞそれまで御猶予いただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） 以前も私は同じ質問したときは、ちゃんと出るか出ないか答えられたわけですが、今回まだはっきり決まってないということで。

これ一般質問する前に、町長に3月議会で進退聞くからよう考えちよつてくれと言ったんですけど、町長まだ早いぞと言われたんですけど、これ私質問したのは、1月3日の山口新聞に、長信氏4選出馬も視野と書いてあって、意思を引き継いでくれる人がいれば応援したいが、自身で人口減少対策などに取り組みたい思いがある。3月議会で態度を表明すると書いてあるから質問したわけですが、体の調子が悪いというわけじゃないですよ。それとも奥さんが出るなというか、ゴーサインが出んのですか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 体調は決していいとは言いません。もう御承知の方もいらっしゃると思いますが、町長になったときに一部がんが見つかりましてその処置をした。10年間問題なきやいいよと言われたのが町長になった年、12年前であります。皆さんにも大変御心配をかけて、そうはいつてもなつてからそれ放置するわけにもいかなから何とかするよということで、早急に処置をしていただき、1月ぐらいごろにはもう退院してやる事ができたという、自分の体には自信を持っていますが、このたび同じように10年経ったら、やはりお医者さんが言われるのは確かだなという思いがしまして、ちょっと調べましたが、先般一応病院のほうでチェックを受けて、差し向きちゃんと処理はしたから大丈夫ですという返事はいただいております。

そうはいいまして生身の体ですから、「はい、大丈夫です。しっかりやります。」という返事はここでできるかどうかは、私として判断しかねるのですが、各マスコミからいろいろ質問受けまして、いらんことを言うたのが木本議員さんの耳に入ったのかなという思いがしますが、別に家内がどうこうとかいうんじゃないやありません。あくまでも私の判断で物事は決断しなきゃいけない。

ただ、一番気になるのは、本田布施町がやはり12年やってもまだでいたらくだと言われると、私としては情けないなという思いがする。そして、議員さん方からいろんなことを言われて、それに対して対応してお答えしていくのが私の仕事というふうに思っているんですが、なかなかそれに対して対応できるかどうかということ、そして一番の基本は、いかに財源を確保してまちづくりをやるかということだと思っております。

議員さん皆御存じと思いますが、本町の財源の確保というのは限られておりまして、それをいかにやるかというのは大変苦慮するわけなんです。できることならしっかりした大きな企業等が入り、あるいは今私の望んでいるのは、農業だけでも収益を上げる、農地しっかりしたら幾らかは違うんじゃないかなという思いを持って今それぞれ木本議員さんを含め、それぞれ議員さんの中で御協力をいただいている。まだ、それが収益に上がる、町の財源を確保するまでには上がってはおりませんが、将来はそれでいこうだろうという思いでしっかり取り組んできた経緯がありますので、そういうふうにお答えをさせていただいておるわけで、大変御迷惑かけて済みません。

今日、結論出せばいいんですが、そういうことをやると、「お前失礼じゃないか、予算審査せいと言うちよいてやめるんか」と言われたら、私よう返事しません。ですから、あくまでも予算をちゃんと通して、1年間の町の運営調整をしっかりと続けるためにも、この予算をしっかりと審議していただいて御理解いただくというのが第一条件、それがクリアしたら、2、3カ月後にはちゃんと返事をしましょうということでお答えさせていただきました。どうぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） 私もあちこちから町長出るんかとか、次は誰が出るんかと聞かれます。町民の関心も結構あります。町長もまだ平生町長や私らと71ですから、まだまだ大田のほうへ引っ込んで百姓する年じゃないです。ここで私が出るのか出ないのかという立場ではないし、まだ何ヶ月かあります。十分体に気をつけられて、進退を考えられてください。

1つだけ、いらぬ質問するんですけど、告示日になって誰も出んというて、じゃあわしが出ちゃろうかと言うてから、とんでもない人が出ていく、無当選だったというそういう場合もやはり町長まだ考えよってですか。出ますか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 告示日に誰も出ませんというようなことがあったら、田布施町の恥でありますので、そういうことは決してないようにしなきゃいけないし、私自身がそういうことを引き起こすような態度をとっちゃいけないという思いがありますので、このたびの自分の進退はお答えしますが、6月にはちゃんと進退をお答えして、それでやはりすばらしい町政を担うぞという元気な若い人あるいは年配でも構いません、町をこうしたいんだという御希望のある方がおられれば、それが一番いいんであって、「誰もおらんど」というような恥ずかしいことはしたくありません。

ただ、現在の政治関係にかかっては、近隣の市議会で十何名が無投票やるとかそういうような事態に十分注意して、その辺の判断を持っていかないといけないかなど。首長にそういうことがまずおこってはならないと思っております。議員の皆さん方は数多くの立場で対応されるからいいんですが、そういうことがあったんではみっともない話だろうというふうに思っておりますので、そういうことだけは絶対避けたいという思いで今おりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） 圃場整備にしたってまだ半分しか終わっていない。町長は県とも国ともパイプがありますし、ゆっくり考えて、6月ですね。

○町長（長信 正治君） はい、6月。

○議員（11番 木本 睦博議員） 6月でお願いしたい。

圃場整備の質問に入らせていただきます。

確か、簡単な質問と思いますが、平成23年度から国営緊急農地整備事業が行われております。町全体で区画整備11団地、暗渠排水4団地、さらにため池工事実施予定で、事業開始当時総事業費11.2億円で、予定工事期間は平成23年度から29年までの7年間となっておりますが、開始当時から入札不調や追加団地が入り、工事終了期間が延びております。

現在、平成29年度の予算は1.5億円、さらに前年度の補正8億円を加えると2.3億円となり、この予算ペースでいくと総事業費は1.31億円となります。2月末現在の工事進捗率は予算ベースで56%、約半分残っております。

さらにこのたび計画変更により吉井、西田布施、友石、新川・本町、中郷の新規団地の参入がある予定で、工事終了期間が平成39年度と言われておりますが、1番目にこの計画変更による工事の進捗状況並びに計画変更の今後のスケジュールについて、2番目に変更後の受益面積、事業工期、事業費負担金についてお尋ねいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは3点目についてお答え申し上げます。

圃場整備についてであります。計画変更の進捗状況並びに今後のスケジュールについてのお尋ねですが、現在、各換地区において換地委員会を開催し、計画変更の説明を実施している状況であります。

計画変更は、現計画に基づいて事業を実施している地域の受益者面積や事業費について、法律で定められた変更要件に該当したことにより事業計画の変更が必要となり、平成29年7月の南周防国営緊急農地再編整備事業推進協議会において変更計画着手の承認を得て、変更事業計画書案を作成し、現在、農政局の審査を受けている状況であります。

今後のスケジュールですが、平成30年度に農林水産省の審査を得て、法手続作業を行い変更事業計画が確定します。

次に、変更後の受益面積、事業工期、事業費、負担金についてのお尋ねですが、変更後の受益面積は全体で1.32ヘクタール増の5.78ヘクタールとなります。事業工期は7年間延長し、平成39年度完了予定となっております。事業費は1.46億円増の2.58億円になります。負担金につきましては、現在、各換地区で開催しておりますので換地委員さんにおいて、執行済みの実績に今後の見込みを加え、1反当り受益者負担額をお示ししております。

また、計画変更の詳細につきましては、定例会最終日の全員協議会にて説明させていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） 御存じのように、私のところは3年前に圃場整備が終わって、やっと今ごろまた壊すやっておりますが、私のところは設計ミスで無茶苦茶工事で、のり面は崩れる、下のほうは大水で、用水路からあふれて出る、大変な目にあっておりますが、当時は1反当り

300万円と言われたんですが、10日ぐらい前になって木地は工事が大変だから400万円と言われてまして、それじゃあやらんぞという農家も出てきました。

また、御蔵戸も一緒にやる団地だったんですけど、御蔵戸、木地とはあちら高いところとは一緒にやらんということで団地が分かれました。次の年にあっちが崩れこっちが崩れのり面の中で60カ所というのが、これが補修工事が5,000万円かかっております。また次の年にこれじゃまたあれだと田んぼをトラクターが埋まって出れなくなる、のり面が崩れる、また井戸水が出なくなったというのを水路が変更されたんです、2軒。庭木が枯れたというのもまた1軒あり、それで60カ所でまた何千万円かの補修工事がかかっております。だんだん負担金も増えるはずです。まだまだ今年になってまた42カ所ですか、また補修工事を頼んでおりますが、これ国のほうに言うと、要望書を出してもなかなか予算的にできんというんです。それで私どももできんにや受け取らんと今がちゃがちゃ言い合っておりますが、これ予算がなけりゃあ新規団地を造るなちて言ってるんですが、新規団地も増える、工事終了期間も増える、この計画変更をやってもメリットがないんじゃないですか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、木本議員が言われたように、木地地区につきましては一番最初の国営事業、田布施町内の一番最初工事やりました。その当時と今では議員が言われるようにのり面が崩れたりいろんなことがあって、工法等も随分変わってやっております。そういうのもあって、事業費等もかなりかさんでまいりまして、変更の要件に該当いたしております。

今後も現地区も含め、新規地区も含めやっていこうということになれば、どうしても計画変更を行わなくてはならない。現地域もできない状況です。ということで、計画変更に取りかかっております。

今回の計画変更で新規団地を含む大規模な新規編入を行うことで、また新規地区では営農ビジョンにおいて新たに5つの農業法人が設立される見込みでもあります。それらの案を農業法人が新しくできましたアグリ南周防株式会社のほうに加わって、規模がより大きくなることで、今後機械経費や資材の購入費が安くなって、潜在的な生産コストが下がり、その結果所得が上がることで担い手さんも新規の人も雇うことができるようになるなど地域全体の営農環境がよくなるというメリットがあります。そこの地区だけではなく、町内全体も。また、新規編入団地は営農ビジョンにおいて100%近い農地集積が見込まれております。

そういうこともあって、地区全体の農地の集積率が高くなって、その結果議員さんも御存じのとおり促進費があります。その促進費には地元の負担軽減がこれ以上につながるものと考えていますので、新規編入団地を含めた計画変更はとても期待しているところでございます。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） この今の向山課長の説明で、今各団地で説明会をやってるわけです、同意徴収について。これ同意徴収、2回目の同意徴収と思うんです。私も土地改良の副議長をやっております反対するわけにはいかなのですが、木地は全部反対なんです。前回の同意徴収でも数十パーセントでもいただけんかというて、あまりいい顔はしなかったと聞いておりますが、大体同意徴収何パーセントあればできるんですか。今全部の農家を対象にされて今から賛成か反対かをやられるわけですが、どれぐらいでいいんですか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 今行っております計画変更、今後農水省の審査後にまた本同意をいただくこととなります、計画変更についての。これは今やっておられる既存団地の方全員と新規団地の方全員でございます。新規団地のほうにつきましては、この計画変更を入れる前に1回100%の同意いただいております。この計画変更するに当たって今後、既存団地、新規団地含めて31年、来年のこのころからいただくようになると思います。その中においてあくまでも目標は100%でございます。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） まあ工期は随分遅れる、もともと29年度は終わってた、その前の23年に終わっている予定なんです。町からの5%持ち出しがあるとよろしいんですが、それはそれとして、事業開始当時、この受益者の負担金3.14%だったわけです。私はその説明も1つもないから。高いのと言われて、途中から集積率によってパーセントが落ちるわけだ、今は75%で集積率で1.24%ですか、これは集積率、私のところは87%ですが、これまた85%になったらまた安くなるはずですけど、今の集積率等最終どのぐらいになるか、お願いします。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 今の集積目標は83%で現在行っております。新規団地を含めた後の目標集積率は92%としております。議員が言われましたように、今促進費で集積率が地区全体ではありませんけど、田布施、柳井、光を含めた地区全体で80%はいくだろうという予想は現在においても立てておる、わかっている状況でございます。そうなりますと促進費が事業費全体の1.9%が皆さんに補助されます。ということは、国に納めるのは3.14%ですけど、1.9%の促進費が助成されるということで、実質的には農家の方には1.24%の負担をしていただくということになっております。現時点では75から85%、1.9%の助成はもらえるだろうということで進めております。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） 当時からそれわかっていたら、うちの4名ですか、手続き高いからやらんという家もあったし、またこの農地集積協力金ですか、私のところも50万円があって、農地を集積すればお金が入ると説明もなかったわけです。要はそれで工事ができるんですから。こういう説明も最初からしてもらえれば金がないからやらんという家庭もやったと思います。今度木地団地、こういう説明も最初からしてから、できるだけ集積してもらいたいと思いますが、この負担金、結局最後に工事が終わってから負担金払うようになっております。

これは私どもも前々から早う負担金なんぼか知らせてくれと所長に申し込むんですけど、所長が代わるたびにわけわからんことになってから、もう今度は3代目ですか、わけわからんようになって、39年というたら私も80になりますから、生きちよるか死んじよるかわかりやあせんです。また、もう亡くなった人もあるし、子や孫に負担をかけたくないということで早う払いたい、いつ払うのかというて、いろいろ会議のたびに出てきました。土地改良で積み立てやろうじゃないかということになりまして、この積立金を自分のところなんぼかわからんにや積み立てできんですから、そういう問題もできるだけ早う、団地でなんぼかかるといったら割ってみたらわかるから、その負担金もできるだけ早く払えるように、負担金がわかったら早く知らせてもらえるようお願いしたいですが。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 受益者負担金の徴収につきましては、議員がおっしゃられるとおり事業完了後、土地改良区を通じて行くこととなります。しかしながら今議員がおっしゃったように、地元から早期の精算進めていきたいという要望等もいただいております。

それで、土地改良区とも協議をしている状況なんですけど、今後換地処分が早く完成した団地から行われていきます。換地処分が完了した団地では、もう概算の事業でほぼ負担額が確定してまいります。それが決まったら今後県と土地改良区ともう一度よく詰めなくてははいけませんけど、負担金徴収を始めたかどうかということをやっていきたくて思っております。既に小行司区等におきましては、自分たちでこの負担金を当初から積み立てておられますので、確保できている団地もあります。だから、今後は各団地ともそういうことができるように、土地改良区のデータの変更等も行わなければいけない部分があれば早期にさせていただけたらと思っております。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） 今、課長、換地処分終わったらと言われたんですけど、私らのところは来年度換地処分なんです。まだあっち側が破れちよる、こっちが崩れるで、直すまで換地処分

は絶対やらんぞと言って農政局のほうに文句言いに行ったわけです。しょうがない、じゃあもう2年延ばそうかといって、やっと許可を得たんですけど。これは結局換地処分が終わったら、もう補完事業と言うのはできんわけです。あっち倒してこっち直すというてから、いつまでこれが、何でも賞味期限というのがあると思うけど、家を直しても雨漏りするようなのを家は受け取りませんよ。毎年毎年、あそこが悪い、ここが悪いといって、いつまでこれが要望書が受け取ってくれるわけですか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 議員の言われるとおり各団の団地委員からの請求、要望につきましては、土地改良区を通じて国のほうに提出されております。現在、そういう要望について国のほうで審査されてやっておられますが、言われるとおり原則ですが、換地処分が完了いたしましたら、もう国営事業の放置としてそこが手が切れるということになりますので、国営のほうでの用途等追加が出てもできないということになります。換地処分が行われますと、法務局のほうに全ての登記も済んではっきりいたしますので、この水路についてはここ、この農地はここ、決まりますのでその後については国のほうではできないということになっております。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） じゃあ、うちのほうは去年フォアス一部やったわけですが、そのフォアスが痛んでいるわけです。だから、換地処分をとにかく延ばして延ばして保水事業させたほうが得することです。

それはこれから協議しますが、中間管理機構の事業で受益者負担がゼロで土地改良事業ができる制度ができたと聞いておりますが、国営事業でこういう受益者負担金がゼロにできないんですか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 議員の言われたとおり農地中間管理機構で新たに圃場整備ができるという事業ができました。これにつきましては、農家負担がゼロですよというすごいいうたい文句で始まっております。

しかしながら、この要件を見ても担い手への農地集積率が100%になることというのが条件となっております。国営事業におきましても、もし100%になれば促進費の集約加算というものが得られます。そうなると農地中間管理機構事業に比べて決して受益者負担が大きいわけでもないし、もし100%国営事業で達成できて集約加算がつくと、助成割合が今まで1.9%と説明しましたが3.2%になります。全体では3.94%の負担です。そのように助成が多くなるんです。だから集積率を上げましょう、上げましょうと皆さんのほうにお願いしているというところです。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） まだいっぱい質問あるんですけど、あとがつかえておりますから、あと町長に要望というか、お願いがあるんですけど、私のところ一部フォアス去年やったんですが、フォアスというのは、必ず5年に1回、10年に1回中を掃除しなきゃごみがたまってだめなわけなんです。私のところ1年もせんうちにフォアスの中に蛇が入りまして、水が出んようになってから、これは大変だということで、あっちに電話しても、こっち電話しても、高圧洗浄機というのがないわけでありまして。それで、いずれ田布施中がいるようになります。5年1回、10年に1回必ず使うようになります。困ってからどこへ行きゃあいいかのといって、ちょうど工事しているナガタ組が給水車を借りて、それでパーと流してもらったんですけど、蛇がやっと出ましたから、聞いたら蛇がよく入ることなんです。これが高圧洗浄機というのは大体60万ぐらいするわけなんですけど、町で何とかならんんですか、これ。竹割機じゃないけど、それでどんどん各団地で使うと思うんですけど。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） フォアスの実験事業最初にやまして、そういう話をしたことがあるんです。そうすると、小行司の方は大丈夫じゃろうという話だったんだが、その後小行司では聞いたことはないんですが、きょう今木本議員言われるように、確かに中にもものが入れば詰まるのが本当です。要は

暗渠排水ですから、そして水の上下をそれによってやろうということで、これを管理するための対応としては、今後土地改良区という1つの大きな組織の中で対応していかないと、やっちょんとことやっちょらんとこがありますから、今の1カ所だけじゃけえ準備しちやるいやとか、お前のところはいっばいやっちょるけえとかいうんじゃないしに、やはり改良区を1つ精査して、その中で対応していくのが本当だろうと思う。

そっちのほうからいろんな状況で、これからの農地をしっかりと守るし、すばらしい農地を生かしていくためにはどうしてもそういうフォアスをしっかりと守りしなきゃいけないということであれば、その対応は今後対応していかなくちゃいけないなという思いはします。

先ほど来から聞いていましたが、本当に国営事業が安うできるというのは御承知のとおりで、私も県営をやっておりますから、お前らただでやりよるようなもんじゃのという思いをするぐらい国営は非常に恩恵があるんですが、さっき言いましたように集積しないとこれがまたないんです。ですから、その辺をしっかりと地域でそれぞれ土地改良区で話を進めながら進めていただくと、やはり後世の者にすばらしい農地を残してくれたなと言われる町にしなきゃいけないかなという思いをしておりますので、どうぞ副理事長さんですから、ひとつその辺をよろしくお願い申し上げます。

○議長（清神 清議員） 木本議員。

○議員（11番 木本 睦博議員） よく考えてから、町長ところも使えるようになるかも。町長もさっき言われたように、後世にいい土地を残すようにということで圃場整備やってきましたが、今回、来年の4月から、私も東京から帰って16年ですか、当時は田んぼも竹が生えたり、木が生えてから3分の2は荒れて、道路も狭いしまいったと思っておりましたが、どうするかとって圃場整備やって、来年の4月から先進農家派遣研修、1人研修生が木地に来ます。研修するということで木地部落にも毎月60万円、年間70万円を営農で入ってきますし、あと本人も国から百何万円お金をもらうそうですが、なかなかいい制度で後継者にもどんどん育ててもらいたいと思っております。

私が何よりうれしいのは、山の中が先進農家と認定されたのが一番私もうれしいし、木地のみんなも喜んでおります。ありがたいこととございますが、これで質問を終わります。

○町長（長信 正治君） 国営事業のスタートは、木本議員さんが今言われたように、前町長が美しいまちという案を出されて、田布施の町を美しくしようというのに、木本議員が「あれだけ農地が荒れちよるんが何で美しくなるかい」という話を私は聞きまして、それが一つの大きな国営事業、町の全体の圃場をちゃんとしなきゃいけないというきっかけだったんです。いつもそのことだけ頭の隅に入れておりますので、まちづくりのために大事なことの発言をされたというのは感謝申し上げます。お礼申し上げます。これからもひとつよろしくお願い申し上げます。

○議員（11番 木本 睦博議員） ありがとうございます。当時、寺田町長がよく「ほうとくない、ほうとくない」と言われちゃったけど、「田布施の町よりほうとくないところはない」と言うところがありました。ありがとうございました。

○議長（清神 清議員） 以上で、木本睦博議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） ただいまの時刻は10時55分でございます。ここで暫時、10分間の休憩をとります。再開は11時5分からでございます。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（清神 清議員） それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） それでは、私の質問をさせていただきます。

質問は2問でございまして、一問一答方式でお願いいたします。

1 問目の田布施町の交通安全対策について。答弁者は町長、教育長、よろしく申し上げます。

最近、高齢者ドライバーによる重大事故が多発している。また、昨年12月には、2件の通学途中の学生の死亡事故が起きています。今まで本町でも交通安全についてのさまざまな対策を講じてきたと思うが、今後の交通安全に対する取り組みについてお尋ねする。

1、県道の拡張工事により今まで以上にスピードを出すクルマが多くなることが予想されるがその対応策は。

2、危険な場所の交通標識等の追加措置や信号機の設置については。

3、天神の交差点の信号機が非常に見えにくい、これ、平生向きでございます、がその対策はどうでしょうかということです。

それではよろしく申し上げます。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、竹谷議員さんにお答えいたします。

まず、昨年、通学時に起きた2件の悲惨な交通事故は、防げた事故であり、私は強い憤りと悲しみを覚え、将来のある子供たちの命が絶たれたことは、本当に残念でなりません。

亡くなられた方、御遺族に対し、心より哀悼の意を表します。

それでは、議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目は、県道の拡張工事により今まで以上にスピードを出す車が多くなることが予想されるがその対応はとのお尋ねであります。

本町では、安全・安心なまちづくりとして、交通安全施設整備を推進しております。道路整備においては、見通しの悪い箇所や狭隘な箇所については、県等と連携を図りながら、計画的に拡幅・改良工事を進めております。

現在拡幅工事を行っている県道は、朝の通勤、通学の時間帯は、人と車の交通がふくそうして非常に危険であることから、歩行者や自転車乗行者の安全確保を図るために、県が改良しているものであります。

スピードが出て、違反する車への取り締まりについては、柳井警察署を中心に関係機関、団体が相互に連携を図り、家庭、学校、職場及び地域が一体となって交通安全活動の趣旨が浸透し、町民一人一人が交通安全に対する理解を深めるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目は、危険な場所での交通標識等の追加措置や信号機の設置についてはとのお尋ねであります。

交通標識等の追加措置や信号機の設置については、山口県公安委員会、柳井警察署が設定する事項であるため、地元の要望書を御提出いただければ、町の意見書を添付して、柳井警察署に提出していきたいと思っています。

3点目は、県道光上関線の平生方面へ向かう天神交差点の信号機が非常に見えにくい、対策はとのお尋ねであります。

天神交差点の信号機については、地元の住民の方々からも明るい信号機にかえてほしいと要望が数件ございました。柳井警察署に連絡しましたら、通常の信号機を設置したところ、天神交差点の信号機と本町交差点の信号機の距離が短く、ドライバーの目の錯覚等により、過去に追突事故が発生したと聞いております。そのことで、山口県公安委員会の柳井警察署では、減速させる意味から、ある一定距離に近づかないと見えない信号機に変更されたものと思われま。

このたびのように悲惨な交通事故の根絶に向けた交通安全対策は、町民一人一人の理解と協力のもと、関係機関、団体等が全力を挙げて取り組まなくてはならない重要な課題であり、平成28年度には第10次田布施町交通安全計画を策定しております。

人命尊重の考え方のもとに、自動車に対し弱い立場にある歩行者、とりわけ子供、高齢者及び障害者等の交通弱者の安全を一層確保することが必要となります。このような、人優先の交通安全への取り組みを基本とし、あらゆる施策を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。それでは、教育委員会の立場でお答えしたいと思います。

学校における交通安全指導につきましては、特別活動を中心に、学校教育全体を通して年齢に応じた指導を行っております。

現在学校では、学校安全計画、特に、交通安全指導月別計画というのがありますが、それによって交通安全指導を行っております。日常的な指導に加えまして、年間を通じて行事等を交えた細やかな指導によって進めております。

さらに、年度当初による学級活動、それから、集団下校による指導、朝、夕の指導、自転車の安全な乗り方の指導、地区児童会による登下校の反省、指導、地区懇談会による保護者等との懇談等多くの時間を割いておるのが現状です。

今後、交通安全に対する取り組みにつきまして、子供たち及び保護者、学校とも今まで以上に交通安全に対する意識の醸成を図って、取り組みを充実させていきたいというふうに思っております。

しかし、今回の痛ましい事故が起こってしまったことで、学校や教育委員会は、今の車第一優先の道路から、やはり歩く人や自転車を利用する人が安心して通行できるような道路に原点に立ち返って、社会全体で考え、取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

具体的に何かといえば、なかなか難しい問題ですが、やはり都会で行われている速度制限を行ったり、一方通行にしたり、それから通学時間は通行禁止にするとか、そういった具体的なことをして、やはり歩く人、自転車、私も自転車に乗っておりますが、本当に危険です。危ないです。もう我が物顔で自動車が走っております。

そういう社会からやはり考え直していかなきゃいけないなというふうに思っております。ぜひ、また議員の皆様にも御賛同いただいて、具体的なものができるように、またいろんな御指導をいただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） 昨年の12月22日、2学期の終業式の日の午後のちょうど4時前でした。私もちょうどその現場を通りました。そうすると事故をした直後で、まさかこれが、独り相撲だったと思ったんですけど、そうしますと大きな特殊車両がたくさん到着しまして、たまげて飛び出たんでございます。そうしますと、人が巻き込まれているということで愕然としました。

これは23歳の男性の運転するトラックが、縁石を乗り越えて歩道に突っ込み、帰宅途上の中学生が巻き込まれてしまったということです。何とも言いようのない悲しい事故です。ここに謹んで哀悼の意を表します。

実は私も幼稚園、小学校、中学校、高校と一緒に同級生が1975年に高校1年生の1学期に天神の高山石油の交差点で、左折する大型トラックに巻き込まれて亡くなりました。

交通事故はいつ何時起きるかわかりません。また、誰もが被害者、加害者となり得るものです。

つい先日、私がこの役場のこの交差点を車で運転しておりましたら、前の車が役場の信号がかわったのに止まったままで動かないんですということもございました。

また、信号がちょうどこちらが赤だからといって、夜見とったらツウっと役場の中を通るわけです。役場の中を通過して猛スピードで抜けていくという車もいまだに後を絶ちません。

また、こういった日常よく見かける信号無視とか、一旦停止を守らない、また昨年来あおり運転が大きな社会問題となっております。ですから、最近では自家用車に録画機能付きの車載カメラを取りつけるドライバーがふえているということもでございます。

そこでお尋ねいたしますけれども、町内のこういった通学路とか交差点等への防犯カメラ等の設置の予定は今後ございますでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 防犯カメラにつきましては、まだ町内に1カ所しかついていないというような状況であります。それも駅前自転車置き場のところに町のほうで設置したというのが現状でございます。そのほかにも新年度でございますけど、図書館にそういった防犯カメラを設置しようということで、今予算化しておりますけど、今交差点での防犯カメラ設置については、今のところそういったところまで行き届いていないというのが現状でございます。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ぜひ、役場の前とか、その砂田の交差点には今後検討していただいて、設置していただければと思っております。

また、昨日もちょっと駅前を運転して思ったんですが、センターラインがもう消えていたりとか見られますので、そういった対策もお願いしたいと思います。

では、今後とも気づいたことはどんどん挙げていって、警察と協議してやっていただければと思います。

それと、もう一点質問なんですけど、先般起こった事故の原因とかいったものは、警察から説明あるいは聞き取りはされているのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 原因は、直接警察のほうから聞いておりません。こちらのほうがどういったのを問い合わせたときに、若干プライバシーのところを除いたところで教えていただくということがございます。それよりも、うちのほうとすれば、対策をどうするかというほうが先でございますので、田布施中の生徒が亡くなった現場については県のほうの措置を行いまして、熊毛南高校の生徒さんが亡くなられた現場については柳井市と田布施町との境でございますので、柳井市と一緒に協議した中で、道路に「止まれ」の表示をしたりとか、来年度につきましては「警戒」という看板を設置したりということで、柳井と協力しながら対応していこうということにしております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） 田布施駅前につきましては、一旦停止が2カ所あります、農協のほうから入って来て、あそこの前で取り締まりになっているんですが、あの停止の表示をなぜ黄色にしないのかなと私思ったりするんですけど。いろいろ手続がございまして、今後私個人としても意見を上げていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

1 問目、以上です。

それでは2問目です。町民の特殊詐欺被害防止の対応について。答弁者は町長でお願いいたします。

今年になって自宅に全く身に覚えのない訴訟に関するはがきが届いた。相手にしなかったが、県内でこの葉書を真に受けて相手方に連絡した方が1,500万円だまし取られたという報道がございました。

山口県警によると、今年に入り特殊詐欺の被害額は、1月末までにもう既に5,443万円、9件となり、高額被害が目立っているようだ。そこでお尋ねいたします。

1、町内での特殊詐欺の実態は。町民から行政に相談はあるのか。そして相談があった場合の対応策はどうであるか。

2、また、本人や家族でなければ知りえない住所、番地や名義で、太陽光発電の業者から、いきなり土地を借りたいあるいは売ってほしいという手紙が送付されてきたのですが、本町の個人情報の保護は大丈夫でしょうか。

3、先日、インターネット接続業者から不適切な電話勧誘を受けたが、町民から相談や苦情はあるか。

以上です。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

1点目は、町内の特殊詐欺の実態は。町民から行政に相談があるか。相談があった場合の対応策はどうかについてのお尋ねであります。

少子高齢化や高度情報化などの進展により、消費者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、それに伴う消費者問題は、ますます複雑多様化しており、手口の巧妙化、悪質化がみられ、特に高齢者が被害にあいやすい悪質商法等の相談件数が増加しています。

こうした状況に対応するため、平成28年4月1日より田布施町、柳井市、周防大島町、上関町、平生町の1市4町で、専門の相談員を2名配置した柳井地区広域消費生活センターを開設し、多様な消費者問題に対する相談等に対応しております。

また、町役場に相談があった場合は、実情等をお聞きするとともに、柳井広域消費センター等を紹介し、問題解決に向けた相談にのっていただいております。

その内容につきましては、架空請求や訪問販売、電話勧誘やインターネット等を利用したトラブルなど多種多様な複雑な相談があり、解決を図るための手段や情報の提供、業者の話し合い斡旋等を行い、適切な機関への紹介などを行って、未然に防ぐことができた事態が多くあります。

平成28年度の柳井広域消費センターへの相談件数は337件で、本町の相談件数は40件ありました。

そのうちセンターの専門員が事業者と相談者の間に入り、交渉や説得、斡旋した件数は8件あります。解決に向けた取り組みをしております。

また、今年度は、1月末までの相談件数は全体で384件あり、本町分は49件ありました。昨年度に比べ、増加傾向にあります。これはトラブルの件数の増加もありますが、広域センターが整備され、消費者も相談しやすくなったことで相談件数も増加したとして推測されます。

本町の消費者被害防止の取り組みといたしましては、年3回発行の「消費者だより」により、さまざまな事例等を紹介し、注意喚起を行っております。

また、敬老会、成人式等において消費者トラブルのチラシ等を配布し、啓発を行っているところでございます。

2点目は、土地情報に関して、本町の個人情報の保護は大丈夫かとのお尋ねであります。

個人情報で保護されるものは、あくまでも私人の秘密で、「一般に知られていない事実であって、他人に知られていないことにつき、本人が相当の利益を有すると認められる事実をいう」とされており、個人情報として保護されているものには、質問の不動産登記の登記事項のような公知の事実は該当しません。

3点目は、先日、インターネット接続業者からの不適切な電話勧誘を受けたが町民から相談や苦情はあるかについてのお尋ねであります。

インターネット接続業者から不適切な電話勧誘に関する相談等の報告は今のところいただいております。今後も、町民にしっかりと周知、啓発を行い、町民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会を目指し、消費者行政の体制維持、強化に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） こういった質問をして、これなんだろうと思われる方も多いと思いますので、最初に書いたのは、1月に全く身に覚えのない訴訟に関するはがきが届いたのは、これ現物を持って来ております。

これが、差し出しが東京の板橋西から出しておいて、1月13日消印です。大体東京から2日くらいで来ますから、15日に受け取っておると。そしてこの消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせとなっておりますので、全く身に覚えのない管理番号があって訴訟の番号も書いてあります。

そして、「このたび御通知いたしましたのは、あなたの御利用されていた契約会社もしくは運営会

社側から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されましたことを改めて告知いたします。管理番号ワの285、訴訟取り下げ最終期日を経て、訴訟を開始させていただきます。また、このまま御連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いのもと給与等の差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いいたします。なお、訴訟取り下げなどの御相談につきましては、当局にて賜っておりますので、下記までお問合せください。書面での通達となりますので、プライバシー保護のため御本人様から御連絡いただきますようお願い申し上げます」。

取り下げ最終期日が30年の1月16日です。つまり、このはがきが届いて次の日までに連絡しろと、こういう劇場型というか、こういうことを送ってくるわけです。そして、いかにもあるような名前で法務省管轄支局消費者訴訟通達センター、東京都千代田区霞が関3丁目となっております。

この同じはがきが届いた人が、びっくりして連絡して、そして3回にわたって1,500万円を取られたということがあったわけです。

恐らく、うちにも来るぐらいですから、ほかにも町内来ているんじゃないかと思うんです。実はこれうちの家内宛てなんです。こういうのがすぐにインターネットで調べたらこれがすぐ出てきました。こういうはがきが来るから、決して相手にすぐ電話したらだめだと。ただ、それがわからない高齢の方というのは、これが来た場合、たまげて連絡すると思うんです。そしてやはり詐欺にあうんじゃないかと思います。

だから、こういう告知を行政のほうからもしていただきたいと思います。

それから、2点目の不動産に関しては、今、町長さんの質問ございましたが、いずれにしてもこれは私の自宅前の家が建っているところの土地を、これは母の名義ですから、母親宛てに来まして、これもいきなり電話しろと、太陽光発電です、広島の。こんな入っております、御所有土地売買のお願いということで来ました。

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。太陽光発電事業の会社で云々と書いてありまして、その後私の家が建っている番地の物件を可能であればお譲りいただくかお貸しいただければと思います。フリー電話書いてあつて。

こういうのうちだけじゃないと思う、来ているの。だから、こういうのに対してやはり調べたり相談できる人はいいですが、全く知識のない方に対してのアドバイスとか、そういったのをお願いしたいと思うんですが。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、議員がおっしゃられたこと、昨日もそういうはがきが届いたという相談がありました。もう絶対相手しないでください。もし自分に心当たりがあるのであれば消費生活センター等に相談されてもいいですが、多分ないんであれば絶対相手にされないようにということでお伝えしておりますので。

また、言われましたように、今日ここに持って来ておりました、町長も答弁しましたが、消費者だよりというのを年3回発行されております。言われたはがきがここへそのまま載っております。こういうなことで年3回ちょっと実話を入れた注意喚起等も行っております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） わかりました。それでは、3点目なんですけど、インターネットからの接続業者からの電話勧誘の件ですけれども、これは総務省がウェブ上に既にこういう悪質な勧誘の手口ということで出しております。

そしてまた兵庫県朝来市は、ホームページに3ページにわたって、このプロバイダーからのプロバイダー変更や光回線契約の勧誘がふえていますと、こういうふうに3ページにわたって常にネット上に出しています。これ2016年の2月2日に出しています。これ、だんだん、恐らく大阪方面でどんどんおりてきて、今山口県を責めているんじゃないかと思うんです。

僕、半分だまされたふりをしてやろうかと思って対応したら、近くにパソコンはありますかと、そしてそこにログインしてくださいというふうにどんどん言うわけです。これの悪いところは、あたかもNTTから委託を受けてやっているような話をしてまいります。

そして、先ほど申し上げた兵庫県の朝来市につきましては、朝来市消費生活センター窓口ということで、市役所のほうで相談を受けております。今後、田布施町もこういった問題が増えてくるんじゃないかと思ひまして、今日あえて質問させていただきました。

転用承諾番号の取得をお願いする関与の電話に御注意ください。それから、これ電話で全て済まそうと口ではあーと言って、安くなる方法がありますが、お客様安いほうがいいですよとどンドン言ってきて、今のプロバイダどこ使っているかとか。しかしながら、料金安くなるわけじゃないと、料金変わらない、高くなってしまうこともあると。それから、解約時に手数料を取られてしまう。複数のオプションも知らず知らずつけられていて高額な契約になることもある。

このような相談や質問があれば、ぜひ朝来市がやっているような同様な対応をしていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 先ほど町長のほうも答弁いたしました。柳井広域消費者センターが28年でできております。また、県には県の消費者センターがあります。役場のほうに御相談していただければ、そちらのほうにも紹介します。直接そちらのほうに相談されてもいいと思っております。また、本当に先ほど言いました消費者だよりはずっとそういうことを掲載しておりますので、その辺でとにかく注意喚起、周知徹底をしていきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） その周知徹底というのを、本当に周知徹底できるようにお願いしたいと思います。

それでは、以上で私の質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、竹谷和彦議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） ただいまの時刻が11時35分です。次の質問は約1時間ほど制限があるんですが、ちょっと中途半端になりますので、ここで一旦暫時休憩をさせていただいて、再開を13時、いつもは13時半なんですが13時に開会をさせていただきたいというふうに思いますので、暫時休憩とさせていただきます。

午前11時35分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（清神 清議員） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

ここで皆様にお知らせをいたしますが、谷村議員は都合によりまして午後からの会議を退席されておりますので、あらかじめお知らせをしておきます。

では、午前に引き続きまして一般質問を続けます。

次に、國本悦郎議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 一問一答方式、2点ほど質問いたします。

まず、住宅対策について町長の答弁をお願いします。

先日、私が投句している毎日新聞の万能川柳に、Uターン喜寿と傘寿が花盛り、という句が入選しました。田布施町内のあちこちにある1970年代の高度成長時代にできた団地のことを詠んだものです。私の住む近くにある見田団地はそれに当たり、ほぼ同年代の世代が家を建て、それから四、五十年、そこに住んでおられる方の高齢化が一斉に進み、喜寿や傘寿の方が多くなっています。しかも、独居や夫婦2人家族の世帯が多いのが特徴です。それに、ほぼ築30年で増改築したり、建てかえて

いる家がほとんどです。後継者がいない世帯では、このまま進行していくと、程度のいい住宅が利活用されないまま放置される恐れが多分にあります。

一時、ニュータウンともてはやされた団地がゴーストタウン化するのも、あと10年もかからないかもしれません。周辺地区の過疎問題以上に喫緊の課題と言えます。

田布施東地区や麻郷地区には新しい団地ができています。新築ともなると2,000万円は確保しなければなりません。低所得者や高齢者には到底手が出せるものではありません。

低所得者用町営住宅建設計画が波野北で進められていました。近くに波野南住宅があり、人口増加の著しい東地区に、なぜ30戸も建設するのか。財政健全化を進めなきゃならない町として、大借金をしてでも進めていかなければならないものなのか。つくるのなら、人口減少が進み、児童数の減少している城南地区はどうか。30戸も建てるとなると民業を圧迫しないか。そして、ニュータウンの程度のいい空き家を利活用できないか等々のさまざまな意見があり、波野北住宅の建設に向けた予算の執行が留保されることになり、結局、御破算になってしまいました。

しかし、住宅確保のニーズは高く、低所得者用だけでなく、来るべく高齢化社会に対する住宅確保も視野に入れなければならないと私自身は思っております。

私の知っている人で、ここ最近、住んでいる住宅やほかの不動産を売り払って、町営住宅に入ったという高齢者がおります。また、そうしたいという高齢者からの相談も受けることが多くなってきている例からも、それはうかがい知ることができます。

そこで、町営住宅の確保と、こういった団地の程度のいい住宅の利活用をリンクさせて、ゴーストタウン化を防ぐという2面を解決するために、どうにかならないものだろうかと思っております。国もそういったことに力を入れ始め、いろんな施策を講じてきています。一つには、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の促進に関する法律の一部を改正する法律案で、もう一つは、私は2018年度というのを、今、2018年ですから、今年度というように書いておりましたが、来年度です。2018年度、来年度導入されるという一戸建て住宅が立ち並ぶタイプの団地にある空き家を老人ホームや保育所などに転用すれば、国と自治体が補助をするというものです。そういったことを踏まえて、町としてどういったように対応するのか、5点お聞きしたいと思います。

1つは、田布施町内における1970年代にできた団地の、ここ二、三年の空き家の推移はどうなっているのか。

2番目に、団地内に住む高齢の独居者と夫婦2人家族の現状と今後の見通しの把握はどうなっているのでしょうか。

3つ目に、町営住宅の確保と団地の程度のいい空き家とをリンクさせて提供する考えはありませんか。

4番目に、麻里府地区では医者も生活用品を売る店も、そして小学校もなくなってしまいました。城南地区は半径250メートル以内の歩いて行ける距離に医者があり、小学校も複式でない状態で存在しています。城南保育園では、0歳児保育の条件整備が進められております。郵便局、公民館等の公共施設もありますが、唯一、生活用品を売る店がありません。地元有志がJAの施設を使ってリユースの動きはあります。人口減が進み、児童数が減ってきている城南地区への住宅確保はできないのでしょうか。

5番目に、国交省が来年度導入を予定している団地の空き家対策の重点地区として、町内あちこちにある団地の指定はできないものなのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

1点目は、田布施町内における1970年代にできた団地のここ2、3年の空き家の推移についてのお尋ねであります。行政として、そういった調査や統計もありません。町としては、現在、特段

把握しておりませんが、御質問のように増加傾向にあると推測しており、都市や地方にかかわらず、全国的な日本の課題と考えております。

2点目は、団地内に住む高齢者の独居者と夫婦2人家族の現状と今後の見通しの把握についてのお尋ねであります。先ほどと同様に現状は把握しておりませんが、ある推計によると、独居者は今後10年程度は増加し、その後、減少に転じ、夫婦2人家族は今後減少すると推測されております。

3点目は、町営住宅の確保と団地内の程度のいい空き家とリンクさせて提供する考えはとのお尋ねであります。これまでプロジェクトで空き家を町営住宅として活用している事例も参考に検討はしましたが、家賃・地元とのトラブル等の理由により、問題も多く考えられ、難しい方法と考えております。現実的な町営住宅の建てかえ、また民間アパートの借り上げ等を優先し、検討を進めております。将来的には、町営住宅としての空き家の活用も考える時期が来るかもしれません。

4点目は、人口減が進み、児童数が減ってきている城南地区への住宅確保はとのお尋ねであります。現在、公営住宅長寿命化計画改定業務で検討しており、30年後に必要な住宅の戸数等を算出いたしましたので、本議会中に御説明し、御意見をいただければと考えております。その後、具体的な町内への住宅配置計画を策定することとなりますので、その際には検討する予定としております。

最後に、国交省が今年度導入を予定している団地の空き家対策の重点地区として、町内にあちこちにある団地の指定はとのお尋ねであります。現在、空き家対策計画では、町全域としており、特に空き家対策の重点地域の指定を行う予定は当面ありません。また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正され、空き家を活用した住宅セーフティーネット機能も強化されておりますが、制度が始まって間もないことから、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅は現在のところ県内にはございません。山口県でも、県、市町、宅地建物取引業協会等で構成する居住支援協議会を立ち上げてはいますが、まだ余り機能していないのが実情でございます。こうしたことから、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案、これには背景・必要性として、高齢者が今後10年で100万人増加する。若年層の収入はピーク時から1割減、若年夫婦が理想の子供数を持たない理由、家が狭いから。ひとり親世帯の収入は、夫婦・子供世帯の43%。家賃滞納、孤独死、子供の事故、騒音等への不安から入居拒否というように、なかなか住宅を求めても、うまくいかない現状があります。

それから、住宅ストックの状況としては、総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めないというようになっております。それから、民間の空き家、空き室は増加傾向ということで、今回、この法律案ができたと思います。ですから、これから先を見越したら、こういった国が施策を出しておるわけですから、それに対応して田布施町も何らかの形でやっていく必要があるんじゃないかと思えます。

法案の概要のところ、国の基本方針に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定というように出ております。供給促進計画を策定しなさいというように。それと、目標・効果のところには、登録住宅の登録戸数を2020年度末までに17.5万個というように出ております。そういったように出ておるのに、田布施町はどういったように対応するか。具体的にどういったように対応していくのか、そういったのを、もう一度お聞かせください。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 國本議員さんが言われました法律の改正でございますが、その法律の中には、まず県が基本計画を策定できると、できる規定になっております。市町村についてもできる規定でございます。ですので、まず、國本議員さんがしなければならぬと言われましたけど、法律ではできる規定でございますので、絶対つくらなくてはいけないものではございません。

基本的にこの法律の改正で、基本的にはセーフティーネット制度になるんですけど、今、そのセーフティーネット制度に登録をされようと思ったら、まず県の居住支援協議会に業者のほうで賃貸住宅に登録をして、その登録をした賃貸に対して、バリアフリー工事とか耐震化工事とか、そういうものをするようになっていきます。それも国の補助が出るようになっておりますが、今、山口県内で町長も答弁もされましたが、基本的には登録は全くございません。この法律によって居住支援法人、コーディネーターになるんですが、そういったものも山口県で誰も手を挙げていらっしゃる方がいらっしゃいません。そういった事情もございますので、今すぐ、どうこうということは、今できかねる状態でございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 県のほうで進めていないから、町としても進められないということなんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 基本的には県がまずつくって、それにのっとった形で田布施町もつくるという形になろうかと思えます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） では、次の質問に移ります。

麻里府地区には麻里府団地が建設されております。10戸ほど。この経緯がどうだったかというのを知りたいです。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） これは寺田町長の時代に麻里府小学校の小学生が少なくなっておるのを鑑みて、地域の実情を見まして、麻里府の町営住宅をつかって、子供さんを増やそうということをつくっておる状態でございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） そのときに入居条件はあったのでしょうか。子供連れの家族でないといけないという入居条件はあったのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 公営住宅でございますので、そういった規制をかけるというのはなかなか難しいともいます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） そういったような麻里府団地の建設の経緯があるのであれば、今度、城南小学校のほう、児童数がずっと減少しております。ですから、一応、波野北の後は城南に8戸建設するという予定があったですね。そういったのを進めていてもらいたいと思うんですが、どうなのでしょう。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） それにつきましては、今、公営住宅の長寿命化計画の改定の作業をしておりますので、町長も答弁しましたが、この本会議中、経済厚生委員会と総務文教委員会でそれぞれ協議をしたいと思っておりますので、そのときに御意見をいただければと思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 現在、城南小学校は複式でなくて、ずっといっていますね。今後のことを考えていくと、2桁を切るんじゃないかと。1桁で推移するんじゃないかというように聞いておるんですが、それはいかがでしょう。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 生まれた子供から、皆、計算はしていませんけど、非常に少なくなること

は確かです。毎年1桁に近い、そういう状況が確かに続く状況は予想されます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） そうすると、複式はどうなるんですか。複式学級にしないといけないほど減少するということはないです。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 数年後は複式に確実になると思います。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） そういったように、児童数が減少するというようにするのであれば、町の中央部分が繁栄するだけじゃなくて、周辺の地区のほうにも行政が行き届くようにしていただきたいと思います。それはお願いします。

それから、国交省が来年度導入する予定にしている団地の空き家対策です。だから、見田団地とか、泊団地とか、宿井団地、それから岸田団地と、そういったところがあります。そういったところにターゲットをしてから、国のほうが団地の空き家転用後押しっていうのを出している。そこには、一戸建て住宅が並ぶタイプの団地にある空き家を老人ホームや保育所などに転用すれば、国と自治体が原則的として改修費の3分の2を補助する制度を国交省が2018年度に導入することがわかったと。それだけじゃなくて、子育て世代などが空き家に入居するためのリフォームや耐震補強の費用も支援対象になるというふうに記載しております。個人がそういったのに対応するのかといえば、そこに書いてあるのは、地域の意向に沿ったまちづくりに向けて、住民や施設の運営事業者、自治体などで協議会をつくるよう要請というふうに書いてあります。協議会がそのところを進めていくということになります。そうすると、田布施町として、こういったのにどう取り組むかというのは、これからゴーストタウン化していくんですから、喫緊の課題じゃないかと思います。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 今、國本議員さんが言われた法律について、まだ県のほうから具体的な施策の内容とか、補助の内容とか、そういったものが、まだ全然示されておりません。ですので、今の時点で田布施町としてどうこうするという、今、考えていうのは、まだ持ち合わせておりませんので、今のところ、まだ国の施策の様子とか、まだ具体的に法律が決まったばかりでございますので、細かいところまで決まってないのが現状であろうと思いますので。

以上です。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） じゃあこれから、そういったことを視野に入れながら、ゴーストタウン化を防ぐような手だてをお願いしたいと思います。

以上で、この件については質問を終わります。

続いて、2点目の教員の働き方改革について質問いたします。答弁者は教育長です。

昨年度末人事で25年前に同僚だった人が、恐らく55か56という若さで2人若年退職しているのを見つけて唖然としました。田布施中です。私と一緒に勤めたころは30歳ということで、子供の教育を熱心に語り、どうかして担任になりたいと懇願していたことを思い出します。学年会を開いては、道徳や学級会活動をどう進めるか、一緒に考えたことを、昨日のこのように思い出します。

再任用を含めたら、あと10年は教育現場で働けるというのに、どういう心境の変化で若年退職したんだろうかと、一人にはお出会いし、そのことを聞いてみました。一言で言えば、いろんな面で若いころ考えていた、子供に寄り添いながらの教育が難しくなったということでした。そして、今は精神的な重圧がなくなり、第2の人生を謳歌していると笑顔で語ってくれました。

教員の長時間勤務がようやく話題に上るようになりました。あの長時間勤務で自殺した電通よりひどいと形容されるくらいだといいます。文科省の調査によると、過労死ラインに達する週20時間以上の残業をした教員は、中学校で60%弱、小学校で30%強になっていることが明らかになってい

ます。10年前と比べると、1週間の平均勤務時間は中学校教員で約5時間、小学校教員で約4時間増えています。

近年、教頭の勤務時間の長さが顕著となっており、管理職としての事務作業やトラブル対応がその要因とされています。その調査では、多忙化の背景として、小学校に英語の授業の導入などによる授業時間の増加も見逃せないと報告しています。中学校では、教員全員が担当している部活動の負担が大きく、外部指導者やノー部活デーの導入も図られるようになってきていますが、まだまだ課題も多いようです。

教員には残業手当が出ないことを知っている人がどれだけいるのでしょうか。教職調整額として給料月額4%を一律に支給するだけで、夜遅くまで居残って教材研究をしたり、本来は教育課程外の本務ではない部活に放課後や土日なども駆り出され、無制限にサービス残業をさせられている実態をほとんどの保護者は知らないだろうと思います。

そういった過酷な勤務状況にある中で、精神疾患で休職した人が全国で5,000人、若年退職者や教頭からの降格を望んでいる教員の増加も見聞きすることが多くなってきました。そういった現状に対して、田布施町以外の自治体では、独自に予算をつけて対策に乗り出しているところが多くなってきています。町独自に予算をつけて対応する面と、国及び県とタイアップして対応する面、そして予算化は伴わないが、通達など、そういった面で対応する面など6点お聞きしたいと思います。

1つ目は、田布施町の教員、管理職も含めます。週平均勤務時間はどうなっているのでしょうか。

2つ目に、勤務時間を把握するタイムレコーダー、勤務時間外の留守電、休業中の閉庁日など、現時点での実施状況はどうでしょうか。

3つ目に、町内の学校で若年退職者の、ここ3年の推移及び教頭からの降格希望はありませんか。

4番目に、働き方改革を実施するに当たって、町独自につけて対応する面と、国及び県とタイアップして対応する面、そして、先ほど言いました予算化は伴わないが、通達などで対応する面はどうでしょうか。

5番目に、今後、学校現場で働き方改革を進めるに当たり、管理職の理解と全居員に徹底する方策をお聞きしたいと思います。

6番目、教員の勤務時間の削減と生徒の負担軽減のために、さらに土日を含むノー部活デーの拡充と外部指導者の導入する予定はありませんか。

以上、お願いいたします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。國本議員から教員の働き方についての御質問をいただきました。今まで、学校であれをやれ、これをやれという要求は、これまでずっとありましたが、今回初めて教職員の働き方について心配の御質問をいただいたというのは、大変うれしく思っております。こういう声が早く出れば、今のような状況はなかったんじゃないかというふうに思っております。それでは、具体的にお答えをしていきたいと思っております。

1点目は、本町の小・中学校における勤務する教員1人当たりの週平均の勤務時間という御質問でございますが、それでは昨年度、平成28年度の調査によります結果についてお答えいたします。まず、小学校教員の週平均の勤務時間、いわゆる業務時間は、49時間09分です。同じく、中学校教員の週平均業務時間は50時間45分でありました。

2点目の業務時間の把握状況についてお答えいたします。教職員の業務時間の適正な把握につきましては、県教委と市町教委が一体となって把握に努めるとともに、時間外勤務時間の解消や業務改善に向けた取り組みを現在進めております。本町におきましては、業務時間の適正な把握のために、業務時間記録表等に退勤時間を記録し、毎月教育委員会に提出をいただいております。麻郷小学校では、独自に工夫をされて、タイムカードにより出勤時間と退勤時間の把握に努めております。

次に、勤務時間外の留守電設置につきましては、予算等の関係もありますが、田布施中学校にはで

きるだけ早い時期に設置したいというふうに考えております。なお、長期休業中における閉庁日の実施につきましては、現時点では実施はしておりませんが、次年度は閉庁日を設ける予定ということで、校長のほうにも予定を伝えております。

3点目は、ここ3年間の若年退職者の状況と教頭からの降格希望の状況についてのお尋ねです。若年退職者の状況につきましては、平成27年度はおりません。平成28年度、去年は4名です。平成29年度、本年ですけど、一応2名の予定があります。なお、教頭の降格希望者はいません。いずれの年もありません。

4点目の働き方改革を進めるに当たって、予算をつけての対応はあるか。また、通達など対応するものはあるかとの御質問です。まず、30年度の当初予算に計上させていただいている関係事業といたしましては、学校業務支援員配置事業があります。今回、徹底させていただきます。中学校の教員の事務的な業務のアシストとして学校業務支援員を配置するための国の補助事業です。

次に、通知・通達による対応しているものとしましては、1番は厚生労働省において定められた勤務時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインがありますが、これに基づき、県教委通知、教職員の業務時間の適正な把握についてのほか、これも県教委通知でございますが、部活動の休養日の設定について等によりまして、業務時間の適正化に努めた取り組みを校長と一緒に進めておるところです。

5点目の働き方改革を進めるに当たり、管理職の理解と教職員への徹底するための方策についての御質問です。既に管理職への周知は十分できていると理解しておりますし、業務の適正化に向けまして、行事の精選等を進めているところでございます。しかし、最終的には教員一人一人がいかにか適正な時間管理を行おうとするか、行っていくかということに集約されます。この点については、各地で行事等の見直しや退勤時間の把握に基づく改善指導等、いろいろな取り組みがなされておりますが、教員の意識改革までにはつながっておりません。本町としましては、現在、校時表の見直しにより、授業終了時刻を早めるよう指示をしております。授業終了時刻を早めていくことが時間外勤務時間の短縮や解消に向けた取り組みのキーワードになるのではないかとこのように思っております。

6点目は、ノー部活デーの拡充と外部指導者の導入についてのお尋ねです。田布施中のノー部活デーについては、現在、月曜日の放課後を充てておりますが、次年度、30年度からは水曜日の終日のノー部活デーにする予定にしているようです。加えまして、土曜日か日曜日のいずれかをノー部活デーにするよう、検討する旨を私のほうから伝えております。なお、外部指導者の導入につきましては、部活指導員配置事業という国の補助事業もありますけど、給与等の関係から指導者の確保が難しいため、次年度に向けた対応は現在行っておりません。引き続き研究をいたしまして、補助事業がとれるものであれば、また対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 1番目の週平均勤務時間数についてなんですが、管理職も含めるといってお答え願うといいんですが、管理職も含めて。ほかのところでは教頭の勤務時間数が突出しているんです。済いません。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは県教委に報告する義務のあるデータを、今、お示ししておりますのは、全て含まれております。だから、確かに管理職、校長はそうでもありません。教頭はおっしゃるとおり多いと思います。それから教員もかなりの格差がございますが、全体の数字でございますので、当然、管理職、教頭、校長も含めた数字です。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 2016年度の小・中学校の教員の平均勤務時間数なんですが、先ほどの田布施町の実態をお聞きして、ちょっと低く出ているんじゃないかなというように思っております。

ます。これによりますと、中学校の教員は63時間18分です。副校長、教頭が、これがまだ多くて63時間36分です。校長は少なくとも55時間57分です。一応、1週間の勤務時間は1日当たり7時間45分ですから、38時間45分になると思うんです。そうすると、すごい1週間に加重な勤務をされている。小学校のほうは教員が57時間25分、副校長、教頭は63時間34分。中学校と変わらんです。校長は54時間59分です。というように、田布施は働き方改革が進んでいるからそれだけ少ないのか、それとも、うまいこと集計していないのかなというように思っております。

今回、私もこういった新聞記事だけじゃなくて、もと同僚とか、そういった方からいろんなことを聞いております。教頭になっている者が山口へおります。その人に聞きますと、朝は6時半に鍵をあけて学校に行くということです。1時間半前に学校に行くということです。それから、女先生が遅くまで学校に残って仕事をしておると、自分は帰れないから一緒におると、安全とかそういった面で。そういうふうに言っておられます。週の勤務時間数は70時間を超えている。そういったように6時半から出て9時ぐらいまでおると、そういったようなことになるのかもわかりません。本人は1日当たり15時間は超えないようにしたいと。15時間で言うたら、2日分の勤務時間数です。そういったように言われています。ですから、そういった辺のところも教頭職については、田布施町も案外あるのではないかと思います。そういった辺のところをきちんと把握して、是正できるところは是正してもらったと思います。

それから、今、教頭が学校の鍵当番をするというように言ったと思うんですが、町内の各小学校、中学校、その朝の鍵当番、それはどのようになっているんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは質問の中になかったので全部は調べていませんが、ほとんど当番の先生が決められておって、順番にやるようになっております。中には管理職がやる学校もあるかと思いますが、それぞれ順番に先生方が決めて、朝やると。ただ、田布施町の場合は、そんなに早く来ることはありませんし、先ほど言われましたように、数字を見まして私もちょっとびっくりして、そういうことは田布施にはありません。教頭、校長の面談もやっておりますが、先ほど言いますと、田布施の場合は、大体、これよりまだ多くて、もっと減らそうとやっていますけど、小学校が1日当たり大体2時間、それから中学校は2.4時間ということになります。先ほどの時間は。これでも長いと思っていますんで、それをまた減していくということで、日課表編成を変えて、8時35分から授業が始まるんですが、10分、15分から始めていって、20分からぐらいは、もう上へ上げて、早く下校させていくと。そうすると、部活も早く始まるという形でやりますんで、相当時間を短縮できる。1時間は絶対切らないといけないと思います。当然、これはお断りしておきますが、夏休みも入れておりますんで、うちの場合は12カ月にしておりますから、その辺はつけ加えておきます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 教職調整額として給料月額額の4%を一律に支給しております。だから、その当初、残業を1カ月、どれぐらいで想定していたと思われま。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは、その%ではじけばいいと思いますけど、大体、我々が現場におるときには、1時間程度ですよ。部活動がそうですから。5時から大体1時間以内には終わるようになっていましたから。実際にそれを計算したことはございません。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 月に想定しているのが、見ましたら8時間で想定しておるわけなんです。例えば、給料が40万円とすると4%ということになりますと1万6,000円です。8時間で1万6,000円、1時間当たり2,000円になるんですかね。今は、月にどれくらい残業していると思います。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

- 教育長（尾崎 龍彦君） それは国の平均ですか。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） はい。月。
- 教育長（尾崎 龍彦君） 月は、うちの場合は、週が10時間ですから40時間ですね。中学校が16ですから4をかけたら64時間ぐらいになると思います。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） 今現在、新聞のほうの記事なんですけど、そうすると、月で10倍の80時間。それを4%を実施したときの1時間2,000円の残業手当ということで換算すると1兆円になるという試算がある。ですから、この教職調整額も、今、4%でただ働きをさせられているわけです。ですから、その是正について強く町のほうからもボトムマークというか、そういったのをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
- 議長（清神 清議員） 尾崎教育長。
- 教育長（尾崎 龍彦君） 議員さんおっしゃるように、今現在、私の場合、県の理事をやっておりますけど、全国の教育長会の中で調整額については考え直して、見直すべきだというふうに文科省のほうには話をしておりますし、これが大きな時間外勤務の温床になっているということも言われておりますので、御指摘のとおり、これにつきましては、また訴えていきたいというふうに思います。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） 次に、学校閉庁日を次年度から進めるということです。柳井のほうに聞きましたら、今年度、14、15、16というように3日間やっております。夏季休業中に。冬季休業中には年末年始の28日と4日にやっております。それは厚生休暇と年休ということで消化しているみたいだと。山口のほうでは、一応、13が日曜日だったですね。だから14、15と、一応3日間が学校が閉庁になっているような状況。そちらのほうは冬季休業中はしていないようです。岐阜市教委は16連休です。8月4日から一斉に19日まで日直の教員も置かず、電話対応は教委事務局が担う。教員研修、補充学習も行わない。部活動指導も原則として行わず、全国大会などが控えている場合などの事情があれば実施するというように、そういったような自治体があります。一応、田布施町としては次年度、どれぐらいそういった閉庁日を設ける予定なのか、お聞きしたいと思います。
- 議長（清神 清議員） 本城課長。
- 学校教育課長（本城 嘉也君） 1月29日の教頭会のほうでお知らせしたんですが、来年度ですね。夏季休暇8月の13、14、15、夏季3日間で、冬季は1日、12月28日に閉庁ということで、そういう準備をしていただくように学校のほうに伝えてあります。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） 柳井のほうは年始のほうの4日もやっているんですが、それはないですか。
- 議長（清神 清議員） 尾崎教育長。
- 教育長（尾崎 龍彦君） 検討はしました。学校側のほうへその辺を打診しましたところ、年始についてはどっちにしても出ざるを得ないということがあって、そこまでは結構ですということですので、一応、案は出したんですけど、今の課長が申したような形になっています。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） じゃあ次に、別の件に移ります。  
長時間労働ってということで、中央教育審議会が検討しております。その中で、学校の役割を絞り込もうと、登下校時の見守り、集金業務、成績処理など11項目について、教職員がしなければならないこと、すべきこと、しないほうがよいことなど5段階に分類しようという意見を出し合った。いわば事業仕分けをしたということです。その中で、留守番電話を早急に取り組むというのを喫緊の課題だと、そういったように言っております。田布施はそれはどうなんでしょうか。
- 議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 先ほど申し上げましたように、中学校については、できるだけ早い時期に設置したいと思っています。小学校については、いろいろ予算面でまだしていませんけど、状況によって、また校長や先生方の状況を聞いてしていきたいと思いますが、何しろ、できるだけ予算が限りなくあれば別ですけど、まだまだ、今、ここには出ておりませんが、教員の支援者等も既に田布施町は各学校2名ぐらい配置しておるし、それだけでも教員の業務に対する、非常に安心感を与えておりますので、そういうふうにお金もかけさせていただいておるんで、こういった面については、できるだけ中学校はやっぱり必要だなどはと思っています。小学校については、その辺の様子を見ながら、またやっていきたいというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） この記事の中に、留守番電話の導入は、わずかな費用で済み、学校、家庭、地域社会の役割分担を考え出すきっかけとして広がっていく可能性があるというふうに書いてある。ですから、ただ単に学校だけじゃなくて、地域とか、そういったのをひっくるめた教育っていうのを、どう構築していくかっていうのも考えるきっかけになるんじゃないかということです。よろしく願いいたします。

それから、町議会が始まったと同じように、県議会が今、始まっております。その中の質問の答弁で、教育長は全県立学校で教員の勤務時間をICカードで把握できるようにしたいというように答弁しております。山口市では、タイムカードじゃなくて、スマホをかざしてから、そういった時間を把握するという。麻郷小はタイムカードをやっているということですね。そういった辺、各校ばらばらじゃなくて、きちんとした対応策というか、全小・中学校にそういったのをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、御紹介されましたいろいろな小さなカードを利用して、今、使えます。麻郷小は実際、かちゃっと押すタイプじゃなくて、今、議員さんがおっしゃったように、自分が持っているカードの中でやれるような形です。いわゆるICでやっております。ほかの小学校についても、そういう面で、大したお金って言うちゃあ大変御無礼ですけど、パソコンが最低1台いるんですよ。パソコンが特別に1台ありますが、そのくらいで、今、麻郷小は済んでおります。ほとんど自前の中でやってきておりますんで、ちょっとその辺を、また学校に検討させていただいて、確かに、おっしゃるような大きな金額じゃありませんので、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ちょっとすいません。時間数が少なくなって、こっちも焦っておりますが、スポーツ庁が運動・部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを出しております。一応、前文、本文、終わりにはということで、ずっと、るる書いてあるんですが、要旨、どのように述べられているか、把握されていますよね。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それについては十分把握しておりません。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 学校が今まで部活動でやってきた役割というのは大変なものがある。だけど、これから少子化が進んでくと、学校から地域へ移行していかなきゃいけないというように書いてあります。私と同じように教員OBとか、あるいは地域のスポーツをやっている人たちに聞きますと、異口同音に学校から地域に移していかなきゃいけない。小学校段階ではスポ少は地域でやっております。高校は専門の指導者というか、それがついてきちんと指導していますね。中学校はそうじゃなくて、全員クラブ制、全教師が顧問につくという形になってきておる。ちょっとそのはざま、いろんな問題が起きてきて、今、顕在化してきているんじゃないかと思うんです。だから、そういったことに対する是正を早急に行っていただきたいと思います。中学校には、このガイドラインは

全教師に配っていただいて、徹底していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 要は、社会教育の移管というのは言われますし、恐らくスポーツ庁は学校現場がわからなくて、そういう言い方をするんでしょうが、結局、学校の問題は、いわゆる中学校の場合は部活動は1年生は一応義務で入っていますけど、ほとんどの学校は義務で皆配置していません。田布施中学校についても、2、3年はもう自由です。そういうふうにはなっておりません。また、教職員の場合もそれぞれ専門性のある先生はいいんですが、そうでない先生は、なかなかいい先生がいないと、はっきり申し上げますと、田布施中学校で全国あるいは中国とか県のトップレベルの指導者も何人かおられますけど、柔道なんかは結局、指導者がなかなか見つかりません。それで、そういうのについては、田布施農工高校さんのほうに行ってやったり、そういう連携体制をとっていただいております。

スポーツクラブというのがあります。やはりこれは地域の、今まさに議員さんがおっしゃった活動のところですけど、そういうなのが弓道部、水泳部、それからサッカー部があります。ですが、なかなか社会体育で一番問題は、中学校区内に指導者がいないということです。たとえ大きな下関、宇部にしても、やはり中学校区となれば1万4、5千ぐらいの、幾ら大きな町でも、東京であってもどこであっても、大体2万前後の中で中学校1校あると思うんです。だから、それですから、なかなか指導者が集まらないというのが一番問題です。それから、スポーツクラブは、私たちは学校から社会スポーツクラブのほうへ移管したいんですけど、サッカーは理解していただきましたけど、なかなかその辺が難しいというところはあります。

だから、子供たちに本当にスポーツを選択できる、前に並べてある食べ物が多ければ、子供たちは非常に喜ぶわけですけど、その辺を減さないように努力はしておりますけど、なかなかスポ少が言うように、実際はそういう理想的なことが難しいという状況にあるので、学校が負わなきゃいけないというのが現状です。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 現場で働く教員、それがこういったことについてきちんと理解して、意識改革していかないと、物事は進んでいかないと思うんです。それだけじゃなくて、保護者あるいは地域も一体となってそういったことを進めていかないと、学校だけが何でああいったことになるんだろうかというようなことになるかと思うんです。ですから、そういった面で、教育委員会もいろんな場を通じながら指導をしてほしいと思います。学校のほうも地域とか保護者に徹底していくために学校だよりがあったり、ホームページがあったり、いろいろあります。参観日とかPTA総会があります。そういったところできちんとこういったことを進めていくんだ、国が喫緊の課題としてやっていくんだということを理解できるようにお願いしたいと思います。

以上、お願いして終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、松田規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 私は一問一答で3問質問します。

1問目の回答者は町長へお願いします。題は田布施町の10年後を考えてみようです。

行政が提供する住民サービスには一定の費用が伴う。町財政に余裕がなくても、提供する事業の廃止や事業品質のレベルを下げるのは困難である。戦後のベビーブーマー団塊世代が全員75歳以上となるのは、10年待たず、2024年で、全国民の3人に1人が65歳以上となる。75歳以上は6人に1人となる超高齢社会である。急激な高齢化は重度の患者や要介護者の激増が生じる。具体的には、社会保障費の膨張、認知症患者の増加、高齢者向け住宅需要増、老々介護などの課題がある。

人口減少により、世の中の需要・供給、全てが縮む縮小社会となる。当然、町の収入は減少する。

また、高齢者は納税額が少ないので、さらに収入は少なくなる。町が維持管理しなければならないエリア、橋、道路、公共建物、町職員も人口減少に比例して縮小すれば、深く考える必要がないかもしれない。今の田布施町は、手をこまねいていれば、穴の開いた沈みつつある田布施丸に腕を組み乗っている状態と私には思えるので、以下の質問をお願いします。

- 1、社会保障費の将来の膨張に備え、具体的な施策は。
- 2、認知症患者を含む要介護者の激増に、受け入れ施設や介護職員の確保は。
- 3、公共施設の更新需要が多数生じるが、更改計画と予算措置の見通しは。
- 4、家庭では50代、60代の女性が介護の担い手の中心と予想されるが、地域包括ケアシステムは機能するのか。
- 5、高齢者向け住宅需要増への対応は。
- 6、生活保護受給者の増加が想定されるが、対応は可能か。

最後に、7、自主財源は減少するが、住民が納得する業務の提供は将来も可能か。

この7の項目、1項目だけでもよかったです、具体的に書いておかないと、口頭でやりとりしたんじゃ急な回答も難しいと思い、たくさんの質問になりました。町長、よろしくをお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、松田議員さんの御質問にお答え申し上げますが、何せ10年後ということと、同時に7点の質問であります。詳細に内容までちゃんと書いていけるという条件ではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思いき、詳細な回答にならない部分があるというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1点目は社会保障費の膨張に備えた具体的な施策についてであります。町では対応できることに限りがあります。国民健康保険についてお答えいたしますと、将来を見据えて平成30年度から都道府県が財政運営を行うこととなりますが、本町を含め各市町では、引き続き、特定検診や特定保健指導などを積極的に実施し、生活習慣病など、予防や早期発見に努める等、医療費の抑制に努めていくこととしております。また、介護保険については、高齢者の増加やサービス利用の増加により、今後も介護給付費の増加が見込まれます。

町としましては、介護サービスの適正利用の指導等に努めるとともに、介護予防事業などを積極的に展開し、健康づくりに取り組むことで元気な高齢者をふやし、介護給付費の抑制に努めてまいります。

2点目は、要介護者の受け入れ施設や介護職員の確保についてであります。受け入れ施設の状況としましては、町内の施設では、特別養護老人ホームは定員が73名で待機者が約80名程度であります。この中には現在でも入所要件に該当されない方や重複して申し込まれている方、既に他の施設に入所された方などが含まれております。介護度が高い人が優先されますので、早い場合は数カ月程度で入所が可能ということもありますが、しばらく空きが出ないこともあり、期間は変動的であります。

また、認知症を対象とするグループホームは、町内に2施設あり、定員はいずれも18名で、待機者は約6名ということになります。

介護職員の確保については、町内の施設等に聞いてみましたが、不足傾向であり、確保に苦慮されているところもありました。国は、研修等の簡素化などによる担い手の確保等を実施するとともに、賃金水準の向上を図るなど、介護従事者の処遇改善に取り組んでいますが、今後、県内で施設や介護職員確保等の問題が深刻化する前に、広域的な対応をしていく必要があると考えています。

3点目は、公共施設の更新計画と予算措置の見通しについてであります。公共施設等総合管理計画でもお示したとおり、大枠としましては安定的な財政運営を持続していくため、今後の人口減少や利用需要等に応じ、総量の削減、長寿命化等を図る必要があります。長寿命化計画では、道路、橋梁、漁協施設、下水道、学校等で個別計画を策定または策定予定としております。

今後、早期に改修等を予定される主な公共施設としましては、外壁・防水にかかわる大規模改修の必要がある田布施中学校校舎棟や耐震性のない中央公民館の更新等が上げられています。具体的な予算措置については、国の地方財政措置等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

4点目は、地域包括ケアシステムについてであります。御質問にありますように、介護の担い手としましては、50代、60代の女性を目にすることが多いと思いますが、定年退職された男性の方などから協力したいという声も聞きます。先ほどの質問でも触れましたが、本町では、このような見えていない資源の掘り起こし等を行い、資源の見える化や担い手の養成等に取り組んでいくこととしております。

生活支援等の関係者による協議体を協働の場として、今ある資源を有効活用した新たなサービス等の開発に努め、高齢者の需要と担い手の結びつけ等を行うこと等で地域における支え合いの体制づくりを進めていきたいと考えております。

そのほかに、在宅医療と介護の連携にも力を入れていくこととしており、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる体制づくりを目指し、地域包括ケアシステムが効果的に機能するよう努めていきます。

5点目は高齢者向け住宅需要への対応についてであります。有料老人ホームにつきまして回答させていただきますと、現在、町内に4施設あり、待機者は数名程度と聞いておりますが、施設によっては長期間待つことになるかと聞いています。また現在、新設等の情報は聞いておりません。

6点目は、生活保護受給者の増加についてであります。本町の平成28年度における生活保護の被保護世帯及び人員は68世帯81人となっております。1,000人当たり換算してあらわすパーミルという単位を使用すると、5.2パーミルとなります。この数字は10年前と比較してみますと、平成18年度は4.7パーミルとなります。単位としては若干増加をしておりますが、町の人口自体が減少しており、世帯や人員に大きな数字の変化はありません。

このよう現状な状況から推測しますと、10年後も大きく増加することはないと考えております。また、被保護世帯に支払われます費用については、実質全額国費となりますので、費用面において町に影響はありません。

最後に、将来、住民が納得する業務の提供についてであります。人口が減少していくため、個人住民税の減少が見込まれ、他の税やその他の自主財源が増加しない限り、自主財源全体としては、緩やかではありますが、減少していくことは本町に限ったことではなく、日本の将来の社会構造の現状であります。

しかし、本町では新たな取り組みとしまして、本年度から行おうとしているコンビニ収納等による徴収率の向上など、自主財源の確保に努めるとともに、経費削減の努力を不断に行い、将来的に行政サービスが低下しないよう、長期的視点に立って取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 大まかな回答を予想しておったんですが、各項目にかなり詳しく答えていただきましてありがとうございました。

その中で4番目の包括ケアシステムの質問に対して、定年退職の男性の利用とか、見えていない資源の見える化、あるいは今ある資源を有効に使うとか、これは全ての少子高齢化で今から自主財源も沈んでいくような中で、こういうことで特に職員若返りましたんで、みんながお金は出せないが知恵は出し合って、何とかいろんな問題を対処していくということ。この4項目の項目では大変いい答えをいただきまして、ありがとうございます。みんなで知恵を出し合って、考えていったらいいと思います。

少子高齢化で人口が減少する社会ということは、全てが縮小する社会でもあるわけです。そこで問題になるのが、町の提供する行政サービスが、例えば業務が100あると。100の業務があって、

人口も10%、仮に減る。ざっと1割近く自主財源も減るとしたときに、100ある提供している住民サービスを、これを90にするっていうのが行政サービスとしては難しいわけなんです。あるいは、100ある提供しているサービスを10%財源がないんで、10%の品質レベルを下げるというのが難しいんです。

ですから、僕、ここで10年後を考えてみたいというのを、考えれば考えるほど、本当は将来はバラ色の明るい未来が待っておればいいんですが、少子高齢化っていうのが、本当、バラ色でなくて、そろそろ桜の季節が来ますが、この淡いピンクの美しい、こういう色の人生でなくて、どっちか言ったら秋から今から冬になっていく。落ち葉がひらひら舞うような、こういう時期を今から田布施町は迎えていくんじゃないかという思いが強いもんで、1問目を質問させてもらいました。

お金の使い方として、ちょっと聞いてみたいんですが、田布施町は将来に備えてここにあるまとまったお金がありますよと。そうしたときの、このお金の使い方っていうのは家庭でも町でも公でも民でも一緒だと思うんですが、このお金を使うっていう方法が一つですね。蓄えるあるいは借金に回すという方法が一つだと思います。もう一つは、比率は別にしても、蓄え分と使うというのを混ぜて、この3通りがあると思うんですが、僕がお聞きしたいのは、オラレという、ちょっと予期せんようなまとまったお金が田布施町には入りました。これは30年度の予算ではどういうふうな使い方をされたかっていうのが、田布施町の将来に対するお金の使い方の取り組みを全て物語っていると思いますんで、お聞きしたいんですが、オラレの予期しないようなこのお金は、例えば、この際だから教育関係に、将来の子供の教育は大事だから使う、貯める、借金を返す。半々ぐらいにするとかっていうんで、どういう考え方のもとに30年度予算、このオラレのお金を使われたか。これが将来に対する田布施町の姿勢に思いますので、ぜひともお聞きしたい質問です。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 平成30年度でのポートルースチケットショップオラレ田布施の売り上げに対する周南市からの事務協力金というのが4,000万円弱、30年度で組んでおります。29年度であれば、地域防災センターの整備とか、池沼の整備等で、とてもそれじゃあ足りないような状況でありましたけど、30年度については、池沼の工事を若干、500万円程度を組んでいるというような状況であります。ですけど、まだ地域防災センターの整備とか、ほかの整備等もございまして、そういった点について、今のところは使っていくということになりますけど、本来でしたら、当初考えていたのは、基金を設立して、そういったので振り分けていこうということでありましたけど、当面、いろいろな地元の要望等がございまして、30年度で色を出しているということではございませぬので、一般会計の中に入れた中で特色ある、全体を精査した中で予算を組んでいるというのが実情でございます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） ありがとうございます。このオラレの4,000万円も、お客の層を見ておれば、10年後も4,000万円っていう期待は持てないと思うんです。

これは置いておきますが、使うということですから、やっぱり財政は田布施町、苦しいということをお話しているわけですよ。なかなか基金も難しい、借金返済のほうも難しいという、これが町の財政じゃないかっていうふうに、私、思います。なぜそういうふうに思うかというたら、去年の10月、自治会長との各地区の集会がありますよね。この中でいろいろ河川の浚渫とか、伐採とかっていうふうな要望が出ますが、回答が大体、優先順位をつけて対策を打つんですが、何とか地域の理解と協力をお願いしますというふうな全て回答で、作業を実施するのを待ってもらっているというのが実情だと思うんです。言葉に隠れているのは、財政に余裕がないから地域の要望はわかるが、いろいろ要望に応えることができないという、こういうのが隠れているところ。確かに自主財源が少ない、自主財源20億円で、その半分の10億円が人件費で消えていく。早く言えば、残りの10億円でいろんな義務的な、県が何分の1、国が何分の1、町が何分の1というんで、いろいろやっていくよう

な状況ですから、やむを得んことだと思います。ですから、包括ケアシステムでいただきました見えないものの見える化とか、いろいろみんなで知恵を出し合うてやっていけたらいいと思います。

1 問目の質問の中で、町長、私、提案があるんです。また、急に言うんで、即回答はもらえないかと思うんですが、今、海外を含め、自動運転が話題になっているじゃないですか、世の中盛んに。この自動運転の実証試験の田布施町実施を政府に働きかけをお願いしたいということなんです。実証試験では、運転操作はしないが運転手は同乗します。ですから、雇用は当然守れます。実証試験をやれば、町外からたくさんの方が田布施に来られますので、新たな消費や雇用も生まれます。何よりも田布施町は考えてみますと、ええやも、広くも狭くもないだろうし、島もありますし、行政区を超える小行司という飛び地もあります。石城山という山もあります。駅前のスペースも十分にあると思います。JRという田布施駅があります。本数は少ないですけど、駅から柳井へ通じる路線バスルート、これを含めて5つ、僕は具体的には知らんのですが、5つバス路線がるといふふうに聞いています。

○議長（清神 清議員） 松田議員、通告から外れていると思いますので、どの項目を今、丸が7つありますが、どの項目をされているんですかね。

○議員（3番 松田規久夫議員） いえいえ、要するに10年後を考えたらお金がないんで、バラ色の田布施町に社会が来るように、ひとつ働きかけてもらえんかかっていうことで、ほんなら以下は略しますが、田布施町の活性化のため、町長は政府への働きかけはどういうふうに思われますかという質問ですが、急に申し訳ありません。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私のできる範囲で国に対して、また、地元には立派な先生方がいらっしゃるんで、その辺を通して、いろんな経緯で話しかけていうか要望はしてまいります。そうは言いますが、今言った自動運転の関係とかかっていうのは、以前も大島がやったけど、これは却下されています。なかなか見易うにはいかんのかなと思うんです。それは、偉い人がいっぱいおるし、知っちよる人がおるんじゃないけえ、忬度を受けえって言われりゃ、そうかもわかりませんが、そんなに見易いものではありません。ちゃんとした筋道を通して、こういう状況だからこうしてくださいと、田布施は非常に苦しいけえ助けてくださいと言うていくわけにはいきませんので、それにかわる方法を考えて、国に対してのいろんな要望はしていかなきゃいけないなという思いは持っています。またいろんな御提案と御提言あれば、それに対して議員さんでありますので、一緒にそういう要望ができるというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） ありがとうございます。働きかけをぜひとも田布施町一丸となって、見えないものの力の見える化ということ。

じゃあ次の2問目に、また同じく回答者は町長でお願いします。10年待たずに多数の空き家と題しまして。

新しい家には子供がいて、古い家には老夫婦や独居老人が暮らしているのが一般的だ。日本の現状は、65歳以上の比率が27.3%の断トツ1位の超高齢化社会だ。オリンピック1位の金メダルは誇れるが、長寿社会で誇れる面と、将来に大きな費用負担が問題となる両面がある。田布施町全体の高齢化率は35%で、既に50%を超え、限界集落可能性の行政区もある。田布施町には3世代同居、近居の支援策があるが、高齢者との同居率は低いと思う。若い同居人がなければ、老夫婦、独居老人、空き家の流れとなる。高齢者の住む古い家は、空き家の予備軍と言える。2033年、住宅の3戸に1戸が空き家になる。社人研の推計では、総世帯数は2019年、5,307万世帯でピーク、野村総合研究所の試算では、2033年、総住宅数は7,126万戸、空き家数は2,167万戸、空き家率は30.4%となる。田布施町の空き家の現状と将来予想をお尋ねする。

また、限界集落についてはどうか。10年待たずに空き家バンクで対応できない多数の空き家が、短期間で発生しそうだ。そこで提案だが、町の中心部で条件のよい物件は、町に寄附してもらっては

どうか。購入希望者に安価に売却提供すれば、地域の活性化につながる。空き家の相続人は維持・管理しなければならない負の資産の解消にもなる。お願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えします。

まず、田布施町の空き家の現状と将来予想についてですが、空家対策特別措置法によると、空き家調査は行いましたが、町として空き家がどのくらいといった調査は行ったことはありません。しかしながら、総務省の統計によりますと、山口県の空き家率は2013年、平成25年度で15.6%です。仮に田布施町の戸数を約6,000戸とすると、空き家戸数は約1,000戸となります。

また、将来予想は、質問のとおり、野村総研による推計では、2033年、平成45年に空き家率が30.4%程度と想定されています。

次に、限界集落についてはどうかとの御質問です。本町でも、質問のように12自治会で高齢化率が50%を超えることとなっております。今後も増えていくことと思います。

次に、町の中心部で条件のよい物件は、町に寄附してもらってはどうかとの御質問ですが、基本的にこのような業務は不動産会社の役目と考えております。町が行うと、民間の会社を圧迫しかねませんし、仮に空き家の寄附を受け、その後、売却できなければ、維持管理費も必要となってまいります。こうした時代が来るかもしれませんが、現時点では、特段のことがない限り、空き家の寄附・売却等を行う予定はありません。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 田布施には、70超えの行政区があるんです。この1月1日現在の最新版と、ほぼ4年前の高齢化率の数値を比較しますと、高齢化率が、ほぼ4年前から下がった行政区が11あります。11のうち、その行政区で人口が増加して、ですから若い人がその地区にたくさん入ってきて高齢化率が下がったところが3地区です。具体的に言いますと、you' uの跡地にたくさん住宅が建ちました住建タウンを含む祇園区、約100人ぐらい人口が増えてまして、随分、高齢化率が下がりました。もう一つは、やはり人口がふえて、新しい家がたくさん建った石迫地区です。残りの一つは、0コンマの何%、高齢化率がよくなったんですが、人口は30人増えています蓮輪です。それ以外はどういうことかといいますと、人口は減った、減った中で高齢者の方がたくさん亡くなったから高齢化率がよくなったっていうのが8地区なんです。具体的に言いますと、馬島はもう30人を割りましたが、馬島も高齢化率はよくなっています。4年前の高齢化率は74.29%が72.41%というふうに、こういうことなんです。8地区ほどはこういう感じです。天神町のように、人口は行政区で30人増えているから、高齢化率も下がるんじゃないかっていう思いがありますが、年をとっておられる方が元気で、いいことだと思うんですが、死亡者が少ないために団塊世代に続く世代が65を超えたために、天神辺りは高齢化率はかなり悪化しています。人口は行政区としてはふえています、そういうところもあります。

今後を考えてみますと、1問目は10年後を見ましたが、その近い将来には高齢化率がどんどん上がりますので、老夫婦、独居老人、空き家っていう、こういうパターンがかなり増えてくるんじゃないだろうか。先ほど、國本議員が古い団地が高齢化して、空き家が多くなるんで、何とかせんにゃいけないっていうふうに言われましたが、古い、昔にできた団地に限らず、田布施町内全てが、この行政区の数値を見れば、新しい団地以外の地区は、みんな将来は空き家予備軍だと。僕は今年の秋から、ちょっと田布施の一方通行の通りを、アンケート調査する関係で……。

○議長（清神 清議員） 松田議員、質問をしてください。

○議員（3番 松田規久夫議員） 質問をしよりますよ。

○議長（清神 清議員） 質問ですよ。

○議員（3番 松田規久夫議員） 質問をしよりますよ。前置きを言わんとわからんでしょう。

○議長（清神 清議員） 前置きをもうちょっと簡潔にお願いします。

○議員（3番 松田規久夫議員） 今、高齢化率の話をしているわけですから。途中で議長が言われるから……。

○議長（清神 清議員） 今、2問目ですよ。10年後の空き家のことについて質問してるんですよ。

○議員（3番 松田規久夫議員） 何を言いたいんかっていう、ずっと一連の流れで……。一方通行の話は、それじゃあ置きましょう。

○議長（清神 清議員） はい。

○議員（3番 松田規久夫議員） 急激に空き家ができて、空き家バンクでの対応じゃ間に合わんような事態が来るんじゃないかと思うんですね。ですから、空き家バンクを一步進めるような、何か施策が必要じゃないかと自分は考えるんですが、空き家バンクは最良のもので、これで将来的に近い将来も全て賄えるというふうに町のほうはお考えでしょうか。

○議長（清神 清議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 松田議員は、再々、空き家空き家と言われていらっしゃいますけど、基本的に空き家は個人の財産でございます。空き家は国土交通省からいろいろな法律が出て、いろいろ施策は出ておりますが、基本的に空き家は、空き家の再生事業というのが国土交通省のほうからあります。これは、基本的に除去、再生事業と両方ありますけど、再生事業については、基本的に10年以上、公共の用に供するものでないと対象となりません。ですので、空き家を改修して誰かに貸すという、こういうパターンは基本的にだめでございます。

もう1個、國本さんが言われておりました要配慮者に対する住居の関係でございますが、これは基本的には山口県の居住者支援協議会に空き家を持っている方が登録をして、個人に貸したいという登録をして、耐震化、バリアフリーの工事とか、そういうことをするようになりますけど、これも基本的に1戸50万円程度の補助しかございません。空き家ですので、人に貸そうかと思うと、かなりの詳細な工事が必要となりますし、金額も大きくなるかと思うんです。ですので、居住者支援協議会については、宅地建物取引業協会の山口県の会長が会長を務めていらっしゃいます。山口県の宅建業者の方を集めて、いろいろな説明会をたびたびやっておられますけど、実際に、アパートとか空き家を持っている人が手を挙げて、ほいじゃあ登録しましょうという話がなかなか出ません。なぜかという、国の補助金を使う場合は、いろんな資料をすごく出さなくちゃいけないんで、労は多いんじゃないけど、実が少ないというアンケートが出ております。ですので、なかなか空き家対策が進まないというのが現状であろうかと思えます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 2問目は最後の質問にしたいと思えます。時間も3分の2、ほぼ過ぎましたので。午前中に、木本議員の質問で、町長の進退を6月ぐらいにははっきりするというふうに言われましたが、僕は、限界集落の対処の仕方、特に馬島については、ずっと何もせずに見ているんじゃないかと、今は高齢化率が71%を超えています。高齢化率が進んでいる、ある面、僕は祭りのみこしが海まで担いでいけない地域では、本土のほうからみこしを担ぐ応援を頼むんじゃないかという話も聞いていますんで、もう馬島は限界集落だっていう、自分としてはそういう思いがあるんですが、将来とも渡船の将来の維持をどうするかとか、海を隔てたところですから、有人で行くのか、無人で行くのかという、この辺りを、町議選に出るのか、出ないのか、進退をはっきりされるように、馬島の位置づけをそろそろはっきり町として決める時期が来ているんじゃないかというふうに思いますので、また、今どうこう考えは聞きませんが、馬島はどういうふうにするかというのは、一つの検討課題ということで提案しておきます。

3問目に移ります。安全な通学路をと題しまして、町長、教育長、お願いします。

昨年、熊毛南高校と田布施中学校の生徒が交通事故で亡くなるという、あつてはならない重大な事

案が発生した。自宅と学校を往復する通学路は、安全な道幅の広い歩道、自転車道が望まれる。通学路で狭い歩道の改善が早急な対策として、安心安全なまちづくりの視点からも必要である。小学校区、中学校区において、通学時道路状況により、生徒に安全指導をしている箇所はどれくらいあるのか。その危険箇所の改善見込みは。学校による交通事故防止の生徒指導で、生徒に自分の命は自分で守るの意識づけが必要と思う。また、通学路の環境整備も事故防止の対策の大きな要素である。田布施町に立地する唯一の高校、田布施農工高校の生徒がJRを利用し、駅から高校まで豆尾踏切を渡り、徒歩通学している。田布施中学生も学校のルールをよく守り、踏切は自転車を押して渡っている。事故防止の観点から、早期の踏切改良と周辺道路整備の進捗状況をお尋ねする。お願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、私のほうからお答えします1点を先に申し上げます。安全な通学路についてのお尋ねは、後ほど教育長から御回答してもらいますので、よろしく願いいたします。私からは踏切改良と周辺道路整備についてお答えいたします。お尋ねの箇所は、田布施農工高校への通学路になっている町道定井手線にある豆尾踏切、第一踏切や田布施駅から豆尾踏切までの駅南線ですが、この踏切拡幅につきましては、平成22年度より、JR西日本と協議を重ねており、平成31年度に、踏切拡幅工事に着手することで合意しております。

しかし、この工事は、町道定井手線と駅南線との道路改良工事の一体のものであります。道路の構造としましては、一般部は車道1車線2.75メートルの2車線、歩道は2.5メートルとして、踏切内及び交差点部に車道1車線3メートルの2車線、幅2.5メートルであります。このため、町では、町道定井手線の町道駅南線の用地補償や建物補償について各地権者との交渉を行っており、平成30年度の予算において確保できるよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、御指摘のように、私の分の御答弁いたします。

御指摘のように、通学路の安全確保は大変重要な課題というふうに考えております。近年、全国各地で、小中学生の登下校時の列に車が突っ込むという事案が多発する中、平成26年度に、これは文科相が国からの指導もありまして、田布施町通学路交通安全プログラムを策定し、これに基づいた指導を行ってまいりました。しかし、昨年末、大変痛ましい事故が発生してしまいました。大変、悲しく、残念に思う一方で、これまでもまして、より一層の交通安全対策の強化を進めていきたいというふうに考えております。

具体的な取り組みとしましては、田布施町通学路安全推進会議を年2回開催しております。1回目の会議で、各学校が地域、保護者等から得た危険箇所の情報をもとに、関係機関で現地の点検を行い、情報の共有を図るとともに、対応策を検討し、その解決策を進めております。2回目の会議では、1回目の会議での対応策の実施状況及びその効果について検証を行いまして、必要に応じて、さらなる対策を検討してまいっております。

平成29年度末の時点で、改善要望箇所は、解消済みのものを含めまして31箇所。そのうち、まず、改修未定というものについて14箇所ありますが、そういった状況となっております。また、こうした環境整備に加えまして、先の竹谷議員の御質問にも申し上げましたように、学校での交通安全指導は、学校安全年間計画、交通安全指導月別計画でございしますが、により、安全指導についてソフト的な指導をしておるところでございます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 町長のほうへお尋ねします。

周辺道路整備の駅南線の、その拡幅、歩道が2.5メートルということで、今、線路と踏み切りまで並行して走っている所の街灯は3基ありますけど、JAさんとアパートと、レモン食品。いずれも民間の街灯なんですよ。ですから、永続性に保証がありませんので、その周辺整備の時に、町は予

算の関係で、なかなか新たな街灯は設置しないという方針のようにお聞きしてはいますが、やはり、駅から、特に、農工高校の生徒が通ります。特に、冬場は5時ごろにはもう暗くなりますので、何とか街灯の整備も考えてもらう必要があるんじゃないかと思っておりますので、検討課題ということで提案しておきます。

○議長（清神 清議員） 答弁は。

○議員（3番 松田規久夫議員） 特にいいです。

もう1問、質問しまして、私の質問を終わりたいと思います。

最後の質問ですが、教育長は午前中に、車優先社会を、歩行者とか、自転車の弱者に配慮するような、そういうふうな施策も、具体的な案は別にして、そういうのが必要だというふうなことを言われました。

実は、私もその思いで、豆尾踏切から高校の正門までは白線が引いてあります。ですから、この踏み切りが広がったり、線路と並行して走る道路が広がったりするとスピードの出る道路になりますので、踏み切りを渡って、線路から北のほうに、学校のほうへ向かって、何らかの、今ごろはよそのほうじゃカラー舗装するとか、あるいは、道路に段をつけて意図的にスピードが出ないようにするとか、いろんな対策が講じられているようですが、そういうあたりも。

せっかく道が広がっていいものができるわけですから、将来に、いいものをつくったという自信を持って言えるようなものを次世代の人間に残せたらいいというふうに、私は提案して自分の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清神 清議員） 以上で、松田議員の質問を終わります。

次に、河内賀寿議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） じゃ、戻りましょう。

○議長（清神 清議員） ちょっと待ってください。

○議員（3番 松田規久夫議員） それじゃ、戻りましょう。終わりますと言いましたが、まだ、時間がありますから、それじゃ、回答をお願いします。

自分は、先ほど言いましたように、子供たちのためにいいものを残したらというふうな思いで質問しましたが。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 議会ですから、私がどうこう言うのもないですが、議会の先輩として、一言、言います。

町議会での一般質問というのは、その都度、答弁をいただいて質問するんであって、御提案しますからちゅうて物事を終わると、何の質問やらわからんようになってしまいます。提案ちゅうのは、それ以外でちゃんとやってもらえればいいんであって、一般質問は一般質問としてちゃんとしていただきたいというのが。

答えようがない。提案しときますちゅうて言われて、それで終わりですか。じゃ、答えようがないから申し上げたんで、議会のあり方について、今、局長に言うただけであって、議会のあり方は、また、局長を含めて、議長さん含めて話していただければ結構です。

今についてお答えするという条件ではないんですが、あそこは、豆尾踏切は、もう、相当長くかかって、JRとの協議をしております。御承知のように、JRは国鉄時代と違いまして随分難しくなりました。踏み切りを1個停止しないと広げませんよとか言われるような条件がいろいろついたわけです。だけど、なおかつ、いろんな国会の先生にお願いしたり何だりして、何とか前へ進めようということをやっております。そして、そのできたあとのことについて提案しますということやから、ちょっと待ってくださいよと。

そりゃ、言われるとおりです。いい道ができて、速度を出して、事故を起こすような運転マナーじゃ困ると言われるのは当たり前です。それは、議会じゃなくして、そういうルールに基づいて、警

察署、あるいは、その地域で一体となって、交通ルールはちゃんと守りましょうと言うてやるのが議会の人であるし、地域の人であるし、子供を持つ親の対応だろうというふうに思います。

今日、傍聴されている方にもたくさん、交通安全に対しては平素から御協力をいただいて、協力をいただいている方がいらっしゃいます。そういう方等含めて、交通安全に対しては、とにかく道路がよくなる。道路がよくなったら、交通事故が起こるといった感覚は、ちょっと、私から言えばそうじゃない。使用する者の管理、安全性、そういうものをしっかりとわきまえてやるのが大事なことであって。道路をようすると、事故が起こるけえ、そのほうを何とかせえと言われて、こういうことを提案しておきますって言われたって、私はお答えできる状態でもないし、話すこともできないという意味で、議会のあり方をもう少し研究しなさいよという話をしたんです。

以上です。

○議員（11番 木本 睦博議員） 議長、河内議員を指名した後にまた戻って質問をしていいんですか。

○議長（清神 清議員） だから、暫時休憩をとる前に先に座ってしまったもので、まことにもうしわけないんですが、以上で。

先ほども、私も2度も松田議員には質問してくださいというふうに言いました。でも、議長のせいというふうなことも言われましたが、今後、ぜひ、質問するというので、自分の提案でなくてやってください。松田議員の質問を終わります。

○議員（3番 松田規久夫議員） 申しわけありません。提案でも、どう思いますかっていうふうに聞きます。皆さん、時間取りまして、申しわけありません。提案でも、この提案にどう思いますかっていうふうに、ここで聞きましょう。

○議長（清神 清議員） では、今、時間も3時になりましたので、ここで、先ほど河内議員と言いましたが、訂正させていただきまして、ここで10分間の休憩を取らせていただきます。3時10分から再開いたします。

午後2時58分休憩

午後3時10分再開

○議長（清神 清議員） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

次に、河内賀寿議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。

質問は1問だけです。普通の一問一答でございます。

質問事項は、防災無線もっと増やせないかということで、答弁者は長信町長でお願いします。

それでは、質問に入ります。

台風や火事の情報などを伝える防災無線は大事なものです。ただ、放送を一語一句正確に聞き取れるかという、そうでもない場合も多いようです。スピーカーを直接目視できれば、放送も直接耳に入るの、ほぼ正確に聞き取れると思います。

しかし、家を閉めきっていたり、他人の家や塀が間に入ると音が反射し、聞き取りづらくなります。もちろん各自の耳の聞こえ方の良し悪しもあるので、町民全員によく聞こえるようにするというのは不可能だとは思いますが。

しかし、防災無線の数をもっと増やせば、多くの人が聞き取りやすくなると思いますがどうでしょうか。もっと増やせるかどうか、お尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

本町の防災行政無線は、平成24年から26年までの3カ年でデジタル化への更新工事を行い、現在町内に親局1基と屋外子局が40基を整備・運用しております。

防災行政無線は、町民の皆さんへ情報伝達するための中心的な役割を担う設備であります。議員御指摘のとおり、防音環境が整った住宅で窓を閉めきった家の中まで音声が届くようにすることや、スピーカーから距離がある住宅まで音声を届かせるのは困難であり、また、地形や建物の配置、風雨などの気象条件により音が遮られることなどや、山びこのように音声反響して音声が聞き取りにくい場合など、さまざまな要因により、防災行政無線ですべての世帯へ情報を伝えるのは限界がございます。一方、音がうるさい、音量を下げろと苦情もございます。

私は、難聴地域等の方々からの御不満や要望があることは承知しております。御不便をお掛けしていることに対して、大変申しわけなく思っております。

しかしながら、それらを解消するために、難聴地域等に子局を増設整備するには、反響音対策も含め全体配置を再検討する必要があります。現在のところ、増設は考えておりません。

町から放送する内容は、できるだけ簡潔に聞き取っていただきやすいように工夫して放送しておりますが、聞き取りにくかった場合には、放送した内容をもう一度音声で聞くことができるテレホンサービスがありますので、御活用を願いたいと思います。

また、田布施町メール配信サービスでも、放送した内容や防災・防犯情報、気象情報、町からのお知らせ、イベント情報、子ども子育て応援情報など、希望されるメニューに応じ情報を配信しておりますので、ぜひ御登録をいただき、活用いただければと思っています。

その他の有効な伝達手段としては、防災行政無線の個別受信機がございますが、屋内に設置しますので、情報通信手段として申し分ありませんが、仮に町内全戸に整備するには、数億円が必要となることから、こちらにつきましても、現在、新たな整備していくことは考えておりません。

以上です。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 今、40基と親機1ということで、もうそれ以上は、まだ増やす予定がないという、結論はそうなのかもしれませんが、実際、やっぱり今日のやつようわからなかったとかいう話を、井戸端会議で、なんかの放送があったときには、お年寄りの方同士で話すのはよく聞くことであり、こういう質問もしてみようと思ったんですけど、今言われたように、役場に「今のようわからんやった」とか電話かかってきちゃったようなこと、件数もあるみたいな話を聞いたので。そもそも論で、田布施町を地図にした場合、この辺はものすごい聞き取りにくい地域がいっぱいあるぞ、4軒、5軒じゃない、何十軒もあるぞとかいうような、大体よう聞こえるようなところが把握とかは、地図に書いたりできるような把握はされちゃってんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 全体の町内の位置にですね、防災無線の配置、先ほどの子局40基をどのように配置しているかというのは、もう地図におとしております。どこまでが聞こえないかというところについては、全部を把握しているわけではございませんけど、そのお電話があったりしたときには、テレホンサービスの御案内等をしているような次第であります。

先ほど24年、25年、26年に増設を、新設を12基ほど、そのときにしております。それも全体配置を見た中で、入りにくいところ、それから既存の部分でも移設をしたりとかそういったところで、全体に少しでも聞こえやすいということで配置をしているということでございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 私の家も普通に閉めきってたら、やっぱり何言いよるかなと思って、外に出て聞いてみようかなとか思っていると、話が途中からで、あれ、何じやったんかなとかいうこともあったんですけど。

例えば、町長のお宅とか山の中ですけど、よう聞こえられますか。ちょっとそういう点で、山とかどうかとかと思ひまして。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 聞こえるときと聞こえないときがあります。ほとんど携帯のほうに入ったり、聞こえないときは電話かけということで確認とってます。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） では、きょうこの質問をしようと思ったのは、そういう井戸端会議話もあったんですけど、やっぱり、かなり緊急性を要する話で、死ぬか生きるか絡みで最近よく話題になっているのが、北朝鮮のミサイルの落下とかの話の関係があつて、さすがにあれなんかは情報が拵めて、私なんかは100%撃ち落とせるという説のほうで安心はしておるんですけど、万一迎撃に失敗した場合とかで、岩国のほう向かっとつたやつが、航法がちょっとそれて田布施のほうへ落ちよるとなると、毎日あったようなときだったら、本当に死ぬか生きるか話になるんで。

そういうときに、そういう情報とかを、やっぱり田布施の防災無線でも、あと5分ぐらいで落ちそうですというのは、航法がずれてから、岩国じゃなくて田布施に落ちよりますというようなことがあった場合、電話で聞き間違えていたりするような時間がないなというのがあつて、そういうのもちょっと結構、危険があるようなことが、万一があつちゃいけないというのもありまして、こういう質問にしたんですけど。

やっぱり、もう増設ないんですね。いっぱいあつたら、基本的にはほとんどの人には確かに聞こえるんじゃないか。結構、今でもいろんな人が、聞こえてない人が、やっぱり多いんじゃないかというのが、いろんなところで、お年寄りの話聞いて、いろんなところできょうの聞こえてないのとか、ようあるんですけど、本当にもう全然、考えにございせんか。

お願いします。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 先ほど、町長からも答弁しましたけど、実際に移設、24年から26年にやったときも、相当設置する箇所とか移設するんでも、相当に地域の方々と話して決めたというような状況で、反対に移設したから少しは聞こえやすくなったということで、そういったんで対応しています。

先ほども町長答弁しましたけど、反対に近くに来て、うるさいとか、どうでも切れとかいう反対の御意見もあるということで、確かに今、北朝鮮のミサイルの関係で、そういった情報を早く出したいという、こちらもあるんですけど、それについては一番いいのは田布施メールで配信するっていうのが一番だろうと思いますし、Jアラートの受信についても新しい体制で、30年度にも新しい受信機でいろんな情報が出るというような状況もしておりますので、全体の配置を全部見直さなきゃいけないということもございまして、現在のところ、その増設とかそういったところについては考えていないというのが現状でございます。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） ミサイル話になると、本当に生き死にがあるんで、大事なんでちょっと今、話してみたんですけど。いろんな、パソコンに出たりテレビに出たり、いろんなツールが、今いろんな進歩しちよるんで。それで、ミサイル情報にしてもすぐわかるかもしれない。若い人なんかやったら、大体そんなんですぐだと思いますけど、やっぱりお年寄りなんかは、普通に防災無線が頼りの人、結構あれで聞いてつうの、すごく素朴の人結構多いんじゃないかなと思うんで、できたら本当、もう少しふやしてもらえればという質問なんですけど、今、そういう説明もございましたので、またいろいろ、今後ミサイルの状況とか、さらに悪化するようなこともあった場合には、またよく検討していただいて、この質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。失礼します。

○議長（清神 清議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

○議長（清神 清議員） 最後に、西本篤史議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 質問2問いたします。どちらも一問一答でお願いいたします。

まず、光通信網の整備はどうなったかということで、長信町長お願いいたします。

町は地方創生の一環として、光通信網整備を上げたが、なかなか広がらない。大波野地区40軒は、平成27年10月28日に、光ファイバー網早期整備の要望書を提出いたしました。その後どうなったか御質問いたします。

今や光通信は、若い世代にとって必要不可欠で、あるところに転出してしまう可能性もございます。人口増加のためにも、町内早期光通信網整備をしてはどうでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

光通信網の整備についてのお尋ねであります。先日大波野地区の要望につきましては、NTT西日本山口支店に来庁いただいたとき、西本議員も同席の上で、大波野地区の自治会長の皆さんへ、NTT西日本の光ファイバー網のサービス提供の考え方や、大波野地区の現況につきましては御説明したところでございます。

また、光ファイバー網の整備については、瀬石議員の質問にも答弁させていただきましたが、離島を除く町内全域への光ファイバーの全域に向けて、辺地総合整備計画の活用を踏まえ、町内全域へのサービス拡充を検討しましたが、残念ながら、平成30年度においては、庁舎の耐震改修事業等もあり、財源のめどが立たず、それ以降へ先送りの決断をせざるを得ませんでした。

しかしながら、昨今はインターネットを使用した多くのサービスは、光ファイバー網を前提とした超高速ブロードバンドの環境が求められていること多くなっています。本町としても、引き続き離島を除く町内全域への光ファイバー網の拡充を目指し、財政状況を踏まえつつ、その方法を調査、研究してまいりたいと思います。

先般、辺地地域の方と一緒に見えになったときも申し上げたとおりであります。何とかできるように努力はしていきますが、財政面等としっかり協議して、負担のかからないような状況を見てやっていきたいというふうに思います。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） どうもありがとうございます。まず、平成27年10月、今30年大体2年5カ月もかかっておるんです。ちょっと遅いんじゃないかなという気がいたします。もっと対応を早くしていただきたかったと思います。先日の話し合いの中で、ようやく大波野地区、大体この辺まで来る見込みの地図、ちょっと見せていただきましたけども、まだ完全でないような感じで、ちょっと地域の方にも、ちょっとお見せできない状況であると思います。

光ファイバー網は、先ほど言いましたけども、地元の人が早ようしてくれ、早ようしてくれちゅうことで、1日でも早くほしいということで、今聞いております。これもちょっといろいろ財政の関係もございましょうけども、早くちょっとやっていただきたいと思いますが。

午前中の瀬石議員との一般質問の回答の中で、田布施町で約1割、まだ整備されていないということでございますけれども、辺地債が使えるとことと使えないとこと、合わせて1割でしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 今、現在、光ファイバー網の整備した地域で、町内の全地域の世帯から見て1割の世帯のところ整備ができていないということであって、これから整備するところが辺地対象地域かどうかというところで、回答しているわけではなくて、現在の状況での世帯数でいえば、そういったことっていうこと、残り1割の方の世帯に行けていないというような回答であります。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） それと、事業費は1億6,000万円かかるということでしたけども、辺地債を使った場合、辺地債、小行司、竹尾、国木ですかね、その辺の辺地に使える地域という

のがあると思うんですけども、そちら辺地債を使った場合の事業費、これ大体わかりますか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 先ほど、ちょっと説明させていただきましたけど、今のよいよの概算の試算ではございますけど、NTTのほうから言われているのが1億5,000万円というふうに、残りの離島を除くところの整備を全部するのに1億5,000万円ということで、辺地の対象のところ、実際先ほどいいましたけど、辺地のところが今小行司と竹尾地区、それにプラス国木、真殿地域が辺地に持っていけるのではないかという試算をしております。

そこに持っていく線のところで、世帯数である程度辺地のほうに持っていけるかなというこちらの思いの中で、約半分程度の事業費が辺地債に持っていけるのではないかなという試算ではございますので、実際にやっていくのに、そのとおりにいくかどうか、ちょっとわかりませんが、やはり、町長、副町長とも協議するのに、どれぐらいかかるという概算で出したときに、それでありませう。

あと辺地計画にのせるのに、やはり年度が必要になってきますんで、その辺を決めて、議会のほうにもその辺地計画のところを出して御承認いただくということになってくると思っていますので、その辺が決まらないうと、ちょっと今、出していないというのが状況でございます。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） この辺地地域ですね、この間も小行司の方が来られて、はあ早期にやってくれるかと思ったけど、なかなか思うようにいっていないもんですから、早よしてくれということをお願いしております。ぜひとも、来年度予算はちょっと無理ということですから、その次には何とかぜひお願いしたいと思います。

続きまして、第2問行きたいと思っております。

子ども・子育て条例について、長信町長と尾崎教育長、よろしくお願ひいたします。

子どもを取り巻く環境は、目まぐるしく変化しております。コミュニティースクールは学校教育課、地域教育ネットは社会教育課、放課後子供教室は社会教育課、放課後児童クラブ、認定こども園は町民福祉課が行っております。

また、子ども会は本来自治会組織であります最近脱会するところがふえております。ちょっと社会教育課のほうで調査してもらいました。現在、城南地区、ここにおいては、単子、単独子供会ですね、町があって、その下に各地区の単子子供会、城南地区で単子が7単子あります。そのうちの城南地区の加入率は100%、ほぼ全員の子供が子供会入っております。西田布施におきましては9単子、これは98%、ほぼ100%加入しております。東田布施地区においては7単子、43%半以下の加入率でございます。また麻郷地区現在5単子ございまして、加入率は51%、麻里府地区は、今麻郷校区に入っておりますが、来年度は脱会をすると、麻里府地区単独でやると、町子連には入らないと。また麻郷地区は、今5単子ございまして、来年度は2単子脱会するとういう状況になっております。

いろんな会がございまして、入り組んでおりますので、まとめるためにも、こういった子ども課、以前も質問しましたが、子ども課、山口市なんかはこども未来課とか、それぞれまとめた課をつくっております。

また山口市は昨年、議員提案で子ども・子育て条例をつくっております。全ての子供が健やかに育つことができる地域社会の現実と実現を基本理念に上げ、市は子ども子育て支援の政策を総合的、計画的に推進する。保護者や学校、市民らは、子供が心身ともに健やかに育つように努めたり、支援したりすることなどを求めています。

町も、子ども・子育て支援法はございますが、地域の役割を徹底するためにも、条例をつくってはどうか。御質問いたします。

○議長（清神 清議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、今の御質問にお答えをしたいと思っております。

子ども・子育て条例につきましては、町長のほうから、後お答えいただくようになっております。私のほうからは、子ども・子育てにかかわる業務の集約、統一に関する御質問につきまして、町教育委員会が関係している事業を通して簡単に申し上げたいと思います。

まず、学校教育課が所管する、子ども・子育てに関係しそうな業務内容としましては、当然小中学校の施設設備の管理や教職員の指導は申し上げるまでもありませんけど、そのほかには、主に就学援助費や就園奨励費補助、奨学金等の業務を学校教育課は行っております。

また、社会教育課では、今も御案内のとおり、子ども会やスポーツ少年団の青少年団体への支援や、放課後や休日の教育活動事業、それから家庭教育への支援事業を行っております。

そのほか、就学前の教育相談や放課後児童クラブ、子ども教室、いわゆる地域教育ネットのように、町の教育委員会と首長部局、町民福祉課等と一緒に進めているような事業もあります。

また、就学支援や就学奨励費補助等につきましては、市町によっては、教育委員会部局以外で取り扱っているようなところもあるようです。AIの進展や少子化、人口減が急速に進む中で、コンパクトかつ高機能な役場機能を目指す必要からも、効率的に行政事務等を行っていく必要があります。子ども・子育てに係る事業内容等につきましても、教育委員会部局と首長部局がすり合わせを行いながら、業務改善を行っていく必要があるというふうに思っております。

ただし、身の丈で物事を進めて行こうとする流れの中で、本町におきましても、部局、田布施の場合は町とか課でございますが、それを増やすことについて、熟慮を要する問題であるというふうに考えておまして、今後の検討材料にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、私のほうからもお答えいたします。

子ども課の設置や子ども・子育て条例の制定についての御提案であります。少子化や核家族の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、子どもと子育ての家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような状況に対応し、誰もが安心して子育てができる、子どもの最善の利益が実現されるような環境を目指し、子ども・子育て関連3法が制定、子ども・子育て支援制度が施行されて、地域での子ども・子育て支援の充実が図られています。

町も平成27年3月に策定した、田布施町子ども・子育て支援事業計画により、子育てに関する総合援助事業としてのファミリーサポート事業、小学校6年生までが対象となっている児童クラブ運営事業、一時保育、延長保育あるいは障害児保育等の保育事業、病児、病後児保育事業、子供の医療費の無償化などの施策を実施しています。妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、切れ目のない支援を行うことができるよう、ワンストップ拠点としての子育て世代包括支援センターの立ち上げも継続しております。

町において策定した、子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、次世代を担う子供が笑顔で健やかに成長することのできるよう、地域みんなで子育てを支えるとともに、子供の成長を笑顔が田布施の元気と未来につながるまちづくりを進めることを掲げています。

この基本理念に基づいて行っております子育ての具体的な施策等が、条例を制定することにより、町民が一体となって理解を深め、さらに充実したものになればよいと考えており、今後十分研究してまいりたいと思います。

また議員の御提案の子ども課につきましては、県や市では規模を大きく、ある程度1つの課に特化して業務を実施することができるかもしれませんが、本町では職員数も少なく、事務スペースの問題もあり、現在のところ子ども課の新設は考えておりません。また、さきに向けてしっかり研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。この条例ですね、一番大事なのは、

山口市の条例ちょっと見たら、第2章にございます、関係者の責務、役割、これが一番大事なんじゃないかと思っております。全ての子供たちが伸び伸びと育つために、保護者、行政、地域住民、学校関係者、全ての市民の責務と役割を明らかにする。要はそれぞれの役割を明確にしないと、あれは向こうじゃろ、これはこっちじゃろというんじゃないかならんです。とにかく決め事を決めないと。

今、東地区の子ども会、新しいアパートとか団地とか、こういったとこたくさんできておりますけども、本来でしたら自治会組織でございますから、自治会のほうでつくりましょうとか、それが本来の姿だと思います。西田布施においては98%、ここも条件一緒です。アパートもあるし、振興住宅もございます。それなのに98%入っている。ちゅうことは、各公民館といいますか、地域ですね、自治会のほうが、これ入らんでいいよとか、いらん、いらんとか、そういう決め事がないもんですから、まとまりがつかない、できないそういう状況に、今なっておりますので、その辺をもっと明確にするべきじゃないかと思っておりますが、その辺どうでしょうか。

○議長（清神 清議員） 川添課長。

○町民福祉課長（川添 俊樹君） 確かにおっしゃるように、山口市の条例見さしてもらいましたけども、事業者、それから住民、行政いろんな形で明確にされています。それが実際に明確にすることによって、それが動いていければ、非常にいいと思っておりますし、事業的には、今の子ども・子育て支援事業計画を作成していますので、それに基づいた形で事業自体は実施していますし、いろんな団体とか、いろんな組織と協議しながら進めてきていますので、連携はある程度とれていると思うんですけども、議員さん言われるように、地域と事業者等がもっと理解をしていただけるような形で、そのような形になれば、条例としては非常にいい形になるんじゃないかとは考えております。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 条例というのは、よく言われるんです。あっても知らんにゃあ意味がないんじゃないかと、そういう方もいらっしゃるし、反対にあったがために抑止力になったり、困ったときに、これに条例があるじゃないかというふうに説得力もございます。ということは、やっぱり条例をつくって、前に進むべきと私は思っておりますが、先ほど町長言われましたように、これから研究をするということで期待しておりますが。

子供会においても、なぜやめるかいうたら、役員やりとらないからやめるというふうに身勝手な考えでやめられる子供会が多いんです。もっと子育てに手抜きはないと思うんです。地域上げて保護者、学校関係者全協力して、子育てしていただけたらと思います。

特に、麻郷地区においては、PTAと子ども会、この辺の連携がちょっととれていなくて、この間も教頭先生とお話したんですけども、西とか城南とかは、この辺の連携がとれておりまして、役員が重ならんような方法をとっております。ちょっと麻郷は、はあどちらでも役員するような格好で保護者の方も手を上げて、やっちゃれちゅうような感じになっておりますので、その辺も、学校を中心に、その辺をもっとやっていただいたらと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 子ども会については私もいろいろ聞いて、うちの地区も鳥越ですけど、結局この間の班長集会で聞いたら、結局どんどん減っているのに、今議員がおっしゃるように役割が自分のところに皆回ってくると、ますますもうやれない、皆今若いお母さんお勤めですから、そういういろんなもんで出されるとやりにくくなると。結局は子供がそれで非常にかわいそうな目に合っているという状況はありますね。

ちょっとまた、今までは先ほどのあれじゃありませんけど、子ども会については、余り学校とかいわゆる学校現場事務局がかかわることないし、社会教育課については、そういったいろんな会長さんのもとの、いろんな事務的なことをやらせていただいておりますが、校長ともちょっと協議しながら、何かそういったことができるもんであれば、麻郷のようにどんどんやめていくと、ますます役員がもう年中回ってくるというふうに言われておりました。平均でやるので。ちょっと社会教育課のほうへ

行って、事務局はとにかく城南を東、西というふうにごると同じ人数で回ったら、当然人数が違うので考えてみればちゅうことは、ちょっと話しましたが、大きな難しい問題になっても、できるだけ続けてほしいちゅうって、いい活動しておりました。昔は31日の夜には、みんなが子供たちは神社に連れて参るとか、非常にいい光景がありましたけど、そういうのもなくなっていますし。特に麻郷はそういう面では危機的な状況になっておりますし、気にはなっておりますし、会議でも話すんですが、余りいいことじゃないかもわかりませんが、学校しか伝えるところありませんので、また校長等に相談して、少しでも改善できるかどうかわかりませんが、自治会のほうにもまた協力しないといけませんし、少し動くのは動いてみたいと思います。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 今、国はコミュニティ・スクール、県は教育ネットということでやっておりますけども、田布施町の教育ネットの枠組みの中で、いわゆる学校の放課後教室とか、町子連とか全部入っているわけですから、言いかえれば説得力あると思うんですよね。枠組みに入っちゃうから、皆協力してやればいいじゃないか。そういうふうな格好で、これから組織づくりといいますか、していただきたいと思います。質問を終わります。どうも、ありがとうございました。

○議長（清神 清議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問全て終わります。

ここで、お諮りをいたします。一般質問が5時までには終わりましたが、本日の会議時間は、議事の進行によりまして、今から日程第5から日程第33までありますけれども、ここで延長をしたいというふうに思います。6時までの延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって本日は延長して午後6時までといたします。終わり次第閉会といたしたいと思います。

---

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

日程第30. 議案第26号

日程第31. 議案第27号

日程第32. 議案第28号

日程第33. 議案第29号

○議長（清神 清議員） それでは、続きまして、日程第5、議案第1号平成30年度田布施町一般会計予算議定についてから日程第33、議案第29号田布施町文化財保護条例の一部改正についてまで、29件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提出いたしました29議案の概要について、御説明を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、平成30年度の行財政運営全般にわたる私の所信の一端を申し上げます。

私にとって、本年度は、任期の総仕上げの年度であり、町長として満12年を迎える年であります。

町長としてのこの期間、国と本町を取り巻く状況は刻々と変化しており、目下国の状況を見ますと、28年ぶりとなる四半世紀連続のプラス成長、4年連続の賃上げにより、民需主導の力強い経済成長が実現し、デフレ脱却への道筋を進んでいるように思われます。

しかしながら、平成30年度としていた国と地方の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化を2年先送りにするなど、その財政面では厳しい状況が続いており、地方財政計画の、この影響を注視していかなければならないと思っております。

本町の財政状況においても、年々改善しているとはいえ、依然厳しい状況が続いております。

そうした中で、本年度予定しております庁舎の耐震補強等事業により、多額の起債を発行、基金の取り崩しを予定しており、一層厳しさを増すことが懸念されています。

しかしながら、事業の厳選、経常経費の見直し等を徹底し、本町におけるプライマリーバランスの黒字は堅持した上で、東北大震災の教訓から、必要不可欠な災害時に災害対応の拠点となる本庁舎の耐震化を予算計上いたしました。

また、地方創生関連、子ども・子育て支援、国営は場整備事業の推進体制強化や農業・水産業の担い手の確保・育成にかかわる経費等について予算計上しております。

さて、今年、明治改元から150年の節目の年でもあります。

偉大な先人の方々の御苦勞に感謝しつつ、未来に目を向けて、町民の皆さんとともに、笑顔と元気あるれる住みよいまち田布施を築いていく覚悟であります。

議会におかれましては、本年度も、お力添えを御協力をいただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

それでは、提出議案の概要について、御説明申し上げます。

議案第1号は、平成30年度田布施町一般会計当初予算であります。

予算総額は60億1,300万円で、前年度当初予算に比べ1.9ポイント、1億1,100万円の増額であります。

まず、歳入について主なものを説明いたします。

町税は、法人町民税等について若干の増額を見込み、前年度に比べ917万9,000円の増額となる16億9,801万3,000円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画の動向等により、普通交付税を前年度より5,000万円、特別交付税を前年度より1,300万円を減額し、全体で18億6,500万円を計上しております。

国庫支出金は、臨時福祉給付金事業、尾津漁港海岸保全事業の減額などにより、全体で前年度に比べ7,404万5,000円の減額となる、6億5,811万7,000円を計上しております。

繰入金は、庁舎耐震補強等事業に充てるため、公共施設整備基金からの繰入金を計上したことなどから、前年度より3,000万円増額し、全体で8,000万円を計上しております。

諸収入は、1億1,837万8,000円の計上で、前年度に比べ3,910万8,000円の増額となっております。

これは、旧熊南環境衛生組合第2工場の解体費用を現熊南総合事務組合から受け入れたことや、オラレ田布施に係る周南市からの事務協力金が、実績等により見込み増となったことなどによるものです。

町債は、庁舎耐震補強等事業の増額等により、前年度より1億7,090万円の増額となる6億8,070万円を計上しております。

次に歳出について主なものを説明します。

まず、人件費における一般職の退職手当負担金につきましては、本年度から平成34年度までの負担金が改定となったことにより、前年度より8,728万9,000円減額して計上しております。

総務費は、庁舎耐震補強等事業にかかわる工事費等の計上により、前年度に比べ、2億8,390万6,000円の増額となる10億969万円を計上しております。

民生費は、臨時福祉給付金事業の減等により、前年度に比べ、5,660万6,000円の減額となる18億3,866万円の計上であります。

衛生費は、旧熊南環境衛生組合第2工場の解体にかかわる周東環境衛生組合への負担金の増額等により、前年度に比べ、2,674万7,000円の増額となる4億7,708万8,000円の計上であります。

農林水産業費につきましては、前年度に比べ1,799万円の増額となっております。これは、尾津漁港の海岸堤防老朽化対策事業に係る機能診断・調査費等を計上したことによるものです。

土木費であります。前年度に比べ、8,466万6,000円の減額となる7億4,346万3,000円を計上しております。これは、町道補修事業や波野団地北住宅の整備に係る測量設計費等を減額したことによるものです。

消防費は、浜城地区の地域防災センター整備事業の完了により、前年度より4,333万4,000円の減額となる2億6,530万5,000円を計上しております。

議案第2号から議案第5号までは、特別会計の当初予算であります。

まず、議案第2号の国民健康保険特別会計ですが、本年度の制度改革によって、山口県が保険者に加わり財政運営の責任主体となることから、予算規模が縮小し、前年度に比べ3億5,482万2,000円の減額となる19億3,126万円を計上しております。

なお、歳入における保険税の減額見込みなどにより、基金繰入金として3,000万円を計上しております。

次に議案第3号の下水道事業特別会計であります。

前年度に比べ、80万円の減額となる8億9,187万円を計上しております。本年度の事業内容は、宿井地区や浜城地区等の管渠整備事業や、中央雨水幹線整備事業等であります。

議案第4号の介護保険特別会計であります。居宅介護サービス給付や施設介護サービス給付等の保険給付費について増額が見込まれるため、前年度に比べ1億6,178万9,000円の増額となる16億8,476万5,000円の計上です。

議案第5号の後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療保険料負担金の増額等により、前年度に

比べ、3,004万2,000円の増額となる2億8,588万3,000円を計上しております。

議案第6号から議案第10号までは、平成29年度の各会計に係る補正予算に関するものであり、歳入財源の確定見込み及び各事業の最終見込み等により、所要の補正を行うものであります。

議案第6号は一般会計補正予算であり、2億7,851万7,000円を減額補正し、予算総額を58億577万3,000円とするものであります。

まず、歳入ですが、町税は、償却資産に係る固定資産税の増収見込み等により、2,830万6,000円増額しております。

地方交付税につきましては、特別交付税の収入状況等により、1,800万円減額しており、国庫支出金は、事業費見込みによる社会資本整備総合交付金事業や海岸保全事業等の減等により、1億4,868万円の減額です。

県支出金につきましても、1,462万6,000円の減額補正であり、児童手当交付金や海岸保全事業等の減等によるものです。

町債につきましても事業費見込みにより、1億2,650万円減額しております。

次に歳出ですが、まず総務費につきましては、公共施設整備基金積立金の増等により、1,482万4,000円の増額補正としております。

民生費は、児童手当、法人保護措置費や障害者自立支援事業の事業費見込み等により、3,948万6,000円の減額補正です。

農林水産業費につきましても、1億837万円の大幅な減額であり、これは、農業水利施設整備事業負担金や尾津漁港海岸保全事業の事業費見込み等によるものです。

土木費は1億3,224万7,000円の大幅な減額補正であり、これは町道改良事業の減等によるものです。

議案第7号から第10号までは、特別会計に関するもので、いずれも事業内容の確定または見込額に伴い所要の補正を行うものであります。

なお、繰越明許費を計上しておりますので御説明いたします。

まず、一般会計の繰越明許費であります。水産物供給基盤機能保全事業24万2,000円、町道補修事業860万円、町道新設改良事業1,569万4,000円、用途地域見直し事業348万9,000円、町営住宅長寿命化計画策定事業477万4,000円、中学校大規模改造事業の単独分196万6,000円の6事業、合わせて3,476万5,000円を計上しております。

次に、下水道事業特別会計の繰越明許費につきましては、公共下水道事業5,051万8,000円を計上しております。

以上が、予算関係の議案についてであり、引き続き、条例その他の案件について御説明いたします。

議案第11号は、田布施町附属機関設置条例の制定についてであります。

本案は、各種委員会や協議会等について、実態確認等を行い、附属機関と判定さらた委員会等について、他の条例ですでに規定されたものを除き、地方自治法第138条の4第3項に基づき一括して条例で規定するものであります。

議案第12号は、田布施町行政手続条例の一部改正についてであります。

主な改正点は、第6章に定める意見公募制度を廃止するものであります。

この意見公募制度は、県及び県内市町に先がけて平成19年の一部改正で新設しましたが、10年を経過した現在においても、県及び県内市町の行政手続条例において同様の規定は設けられていない状況であり、実態に即し廃止するものであります。

議案第13号は、田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の制定についてであります。

本案は、既存の個人情報保護条例の一部改正によりマイナンバー制度に対応しておりましたが、定義等で不整合な事態が生ずることもあり、番号法が特別法として別の法律で制定されたことを鑑み、

本町でも特別条例として制定するものであります。

議案第14号は、田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

本案は、田布施町情報公開審査会と田布施町個人情報保護審査会は、ともに附属機関として平成13年4月1日から設置されていますが、別々の審査会として存在させておく必要性も低いため、両審査会を統合した、田布施町情報公開・個人情報保護審査会を設置するものであります。

議案第15号は、田布施町情報公開条例の一部改正についてであります。

主な改正点は、さきの議案第14号で田布施町情報公開審査会と田布施町個人情報保護審査会を統合した、田布施町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、条文中の田布施町情報公開審査会に関する規定を削除するとともに、条例第10条に規定しています非開示情報について、議案第13号の、田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例における非開示情報との整合をとるための改正であります。

議案第16号は、田布施町個人情報保護条例の一部改正についてであります。

本案は、議案第13号の、田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の制定及び議案第14号の、田布施町情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う改正等を行うものであります。

議案第17号は、田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

農業委員及び農地利用適正化推進委員の報酬については、制度改正により、平成29年6月議会において条例の一部改正を行って平成30年4月の施行を予定しておりましたが、新設された、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、活動に応じた能率給を支給するため、先の一部改正条例を改正するものであります。なお、この経費は全額国庫負担であります。

議案第18号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、平成29年山口県人事委員会勧告に基づき山口県職員の扶養手当の改定に準じた措置を実施するため、必要な事項を定めるものであります。

改正内容は、配偶者の扶養手当を1万3,000円から6,500円に、子の扶養手当を1人につき7,100円から1万円に改定するとともに、配偶者がいない場合に扶養親族たる子、父母等のうち1人について1万1,000円としていた特例をなくすものであります。

本則は、平成30年4月1日施行ですが、附則において、平成31年3月31日までの間は、特例として、配偶者の扶養手当は1万円、子供の扶養手当は1人につき8,500円にするものです。

ただし、配偶者及び扶養親族たる父母等がいなかった場合には子のうち1人については1万円、父母等については、1人につき6,500円のところ、配偶者がいない場合はそのうち1人については、9,000円とするものであります。

議案第19号は、田布施南地域防災センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、今年3月末に完成し、4月に開設する地域防災センターを、田布施南地域防災センターの名称とし、所要の管理条項を定めるものであります。

議案第20号は、田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、平成30年1月31日に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されました。

これにより、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、条項ずれが生じるため、それに伴う条文の整理を行うものであります。

議案第21号は、田布施町国民健康保険税条例の一部改正、また、議案第22号は、田布施町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

これらの議案は、国民健康保険の都道府県化に伴う国民健康保険法施行令や地方税法の改正により、

本町の条例改正を行なうものであります。

平成30年度から国民健康保険が県と市町の共同運営となることに伴い、事務や国保運営協議会の名称等について県と市町の表記を明確に区別する必要が生じるため、表記の整理等を行うものであります。

議案第23号は、田布施町介護保険条例の一部改正についてであります。

市町村は、3年を1期とする介護保険事業計画で3年間に必要となる介護給付費を見込み、所得段階別に第1号被保険者の保険料を設定することとされています。

これまで第6期計画により平成27年度から平成29年度までの介護保険制度の運営を行って参りましたが、第7期となる平成30年度から32年度までの3カ年におきまして、本町の介護保険制度が円滑に運営できるよう介護保険料を改定するものであります。

また、第6期では低所得者の保険料軽減措置が設けられておりましたが、平成30年度以降におきましても国の予算措置が見込まれるため、国の基準に従い軽減措置を講じるものであります。

議案第24号は、田布施町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

本案は、介護保険法の改正により居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移管されることに伴い、これまで都道府県の条例で定めることとされていた同基準を、市町の条例で定めることとなりましたため、本条例を制定するものであります。

これまでの国が定めた基準省令及び県の条例で特に支障が生じておらず、本町としましても適切と判断するため、国や県と同様の内容で基準を条例化するものであります。

原則的には国や県の基準と同様としますが、町の独自基準として、田布施町暴力団排除条例の趣旨に基づき、暴力団の排除に関する規定を新たに設けるとともに、給付費の過誤や返還請求等に対応できるようにするため、金銭債権の時効は地方自治法により5年と規定されていることから、請求の根拠となる資料等の記録の保存期間を2年から5年に延長することを規定するものであります。

議案第25号は、田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

従来、後期高齢者医療の被保険者は、制度加入時の住所地保険者に加入することとされておりましたが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことにより、国民健康保険で住所地特例の適用とされている場合は、75歳到達などにより後期高齢者制度に移行後も、住所地特例の適用を引き継ぐように見直されたため、条例を改正するものであります。

議案第26号は、田布施町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、賦課徴収に関する異議の申立てを審査請求できるように改めるなどの条例改正であります。

議案第27号は、田布施町公園設置条例の一部改正についてであります。

本条例では、占用についての規定はありませんでしたので、公園の占用について新たに規定を設け、また、公園内における行為の禁止事項及び制限事項を明らかにするため、条例を改正するものであります。

議案第28号は、田布施町営住宅管理条例の一部改正についてであります。

入居者の決定については、現在、住宅困窮世帯への優遇措置を備えた公開抽選により決定しております。

入居者選考委員会については、公開抽選によらず住宅困窮度合の高い者から入居を決定する際に、応募者個々の住宅困窮度合を判定する機関であります。個々の住宅困窮理由は多岐にわたることから、判定の基準を設けることは困難であるため、入居者選考委員会を廃止するとともに、条文の整備を行うべく、条例を改定するものであります。

議案第29号は、田布施町文化財保護条例の一部改正についてであります。

本案は、文化財保護法の改正に伴い、条例で引用している条文整理を行い、教育委員会の諮問機関として設置している田布施町文化財審議会、委員の身分が非常勤特別職員と判断されるため、これまでの委嘱から任命に改正するものであります。

以上、本日御提案申し上げました議案29件について、その概要を御説明いたしました但、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、よろしく審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（清神 清議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第1号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第2号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第3号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第4号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第5号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第6号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第7号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第8号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第9号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第10号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第11号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第12号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第13号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第14号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第16号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第17号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第18号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第19号、質疑はありませんか。林山議員。

○議員（8番 林山 健二議員） この田布施南防災センターは地元との関係はどうなっているの。今、使用料やらなんやら書いてあったけども、地元からも使用料を取るの。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 要綱によって、地元の自治会については、免除という形でいきたいというふうに考えております。

○議長（清神 清議員） ほかに。國本議員。

○（5番 國本 悦郎議員） 第3条の2の防災センターは前項に定める事業ほか、規則で定める地域の、というその、それになるのですか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） そういうことになります。

○議長（清神 清議員） ほかにございませんか。松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） せっかくいいものができるんで、見学とかっていうあたりは可能ですか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 可能でありますけど、いつというのをきめていただいたら、見学できるようにさせていただきたいと思います。自治会とも日にちの調整とかさせていただきたいと思います。

○議長（清神 清議員） よろしいですか。ほかに。國本議員。

○（5番 國本 悦郎議員） 第3回の田布施南地域における防災対策及び避難所という解説がついている。あの避難所のエリアはどういったことか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） エリアについては防災計画では、その地域というのは指定はされません。範囲については、この防災センターを防災計画に避難所ということで位置づけたいというふうに考えております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

- （5番 國本 悦郎議員） ハザードマップが出ました。あれで、麻里府地区の第1避難所に入っていると思うんです。公民館が、例えば高潮とか何とかそういった場合には使えないということになると、私が住んでいる中郷のほうからあそこまで行くというか、ちょっと開いてるなって、あそこがどうなるのかなと思うんです。私らはもう第1避難所といったんです。ずっとあそこを回ってから、国道通ってあそこまで行くようになるんですか。ちょっとようわからんです。
- 議長（清神 清議員） 亀田課長。
- 総務企画課長（亀田 典志君） 麻里府地域につきましては、麻里府の保育園を、国については土砂災害の計画区域の中に入っていますんで、麻里府の公民館ということになってくるとは思いますけど、それについても津波の関係とかがございまして、南防災センターに第1避難所ということであちらのほうに避難していただくというふうには考えております。
- そうですね。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- （5番 國本 悦郎議員） 麻里府地区のほうで、ないがしろにされているんじゃないかちゅうてから、そういった声聞くんですよ。ないがしろというか、第1避難所が公民館使えんのだったら、あそこへ行けと言うんだったら、中郷とか、上郷とか、そういったところはどうなるんじゃないだろうか。今回総会やるから、そういう避難所の設置ちゅうか、その要望出そうか、総会決議で出そうかというような感じになってきているんですけど。
- 議長（清神 清議員） 亀田課長。
- 総務企画課長（亀田 典志君） 中郷、上郷につきましては、下のほうにおりるといよりも、竹尾のほう渡って、西田布施公民館のほうに避難してもらうという形が一番よいのではないかなというふうには考えています。
- （5番 國本 悦郎議員） 麻里府地区のハザードマップというんで一応つくっているようですね。第1避難所、第2避難所という、それで第2避難所は全部保護地区ですよ。それで今言われたとおり、どうだと、あちらのほうへ行けて言ったら、それはちょっと、きちんと説明してもらわんと、そのハザードマップを見たら、みんな麻郷の方へ行けていくことになるんじゃないかと思うんです。
- 議長（清神 清議員） 亀田課長。
- 総務企画課長（亀田 典志君） 今、現実のところ、麻里府地域でも意見交換会でもお話していますが、やっぱり適切な避難所というのは、公共施設としてないと、その災害によって指定を今、麻里府保育園を開けたりとかということで、対応しているというのが現状でございまして。でも土砂災害の関係になったらそこが使えないということになれば、今回整備した防災センターのほうに行ってもらえないというふうに考えておる。その後について、将来的なことになるかもしれませんが、麻里府公民館についてもやはり考えていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、公民館の移転とか、そういったところで、またそういった避難所についてもまた考えていけばというふうには思っていますけど、当面の間については、田布施南地域防災センターを活用していくしかないというふうには考えております。
- 議長（清神 清議員） 國本議員。
- （8番 林山 健二議員） ちょっと。
- （5番 國本 悦郎議員） 立たんといけんの。すみません。
- （5番 國本 悦郎議員） 麻里府地区のほうへ、その旨、ちょっとよく周知徹底してもらいたいと思います。でないと、何か、いろんな不満の声を聞くんですよ。ないがしろにされているというふうに。だから、きちんとこうなんだという将来的な見通しとか、そういった面も、よろしく願います。
- 議長（清神 清議員） 東副町長。
- 副町長（東 浩二君） 了解いたしました。麻里府地区に自主防災組織ができますときに何回もい

ろんな災害に対してどういうふうに対応するのかというのは、自主防災会の方とお話をして、津波が当時大変心配されておりましたので、それぞれ高台に逃げて、避難していこうということと、先ほど課長が申しあげましたように、避難先としては、西の公民館か麻郷小学校ということでお話をしてみました。災害もたくさんございますので、台風が来るとかいうときに、あらかじめ事前に避難していただくというのを第1次避難所ということにしておりますので、第1次避難所に避難していただくときには、基本的にはまだ災害が発生する前ということの時間的な余裕があるというのを前提にして、南地域の海岸沿い、周り含めて、考えていただいたらということで、お話をしてみましたので、いろいろこれで、何回か話をしてまいりましたので、地元とは意思疎通はできていると思いますが、そういうお声があるようでありましたら、また自治会長集会も5月にごございますので、その場でお話をしてみたいと思います。

○議長（清神 清議員） よろしいでしょうか。ほかにこの19号に対してございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第20号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第21号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第22号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第23号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第24号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第25号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第26号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第27号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第28号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

議案第29号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第1号から議案第5号までの5件については、予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しておりますとおり、名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩します。それでは、議員控室にて予算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。終わり次第、議事堂にお集まりください。暫時休憩いたします。

午後4時37分休憩

.....  
午後4時43分再開

○議長（清神 清議員） では、休憩を取り消し、会議を再開いたします。

先ほど休憩中に予算審査特別委員会が開催されました。委員長に石田修一議員、副委員長に木本睦博議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、議案第6号から議案第29号までの24件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分の表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

.....  
○議長（清神 清議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

(ベル)

午後4時44分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

署名議員 河内 賀 寿

署名議員 石田 修 一

議事日程(第2号)

平成30年3月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号  
平成30年度田布施町一般会計予算議定について  
(委員長報告)
- 日程第3 議案第2号  
平成30年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について  
(委員長報告)
- 日程第4 議案第3号  
平成30年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第4号  
平成30年度田布施町介護保険特別会計予算議定について  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第5号  
平成30年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について  
(委員長報告)
- 日程第7 議案第6号  
平成29年度田布施町一般会計補正予算(第6号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第8 議案第7号  
平成29年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第8号  
平成29年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第10 議案第9号  
平成29年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第11 議案第10号  
平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第12 議案第11号  
田布施町附属機関設置条例の制定について  
(委員長報告)

- 日程第 1 3 議案第 1 2 号  
田布施町行政手続条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号  
田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号  
田布施町情報公開条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号  
田布施町個人情報保護条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号  
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号  
田布施南地域防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号  
田布施町国民健康保険税条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号  
田布施町国民健康保険条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号  
田布施町介護保険条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号  
田布施町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号  
田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)

- 日程第 27 議案第 26 号  
田布施町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 28 議案第 27 号  
田布施町公園設置条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 29 議案第 28 号  
田布施町営住宅管理条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 30 議案第 29 号  
田布施町文化財保護条例の一部改正について  
(委員長報告)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 号  
平成 30 年度田布施町一般会計予算議定について  
(委員長報告)
- 日程第 3 議案第 2 号  
平成 30 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について  
(委員長報告)
- 日程第 4 議案第 3 号  
平成 30 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について  
(委員長報告)
- 日程第 5 議案第 4 号  
平成 30 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について  
(委員長報告)
- 日程第 6 議案第 5 号  
平成 30 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について  
(委員長報告)
- 日程第 7 議案第 6 号  
平成 29 年度田布施町一般会計補正予算 (第 6 号) 議定について  
(委員長報告)
- 日程第 8 議案第 7 号  
平成 29 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について  
(委員長報告)
- 日程第 9 議案第 8 号  
平成 29 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について  
(委員長報告)
- 日程第 10 議案第 9 号  
平成 29 年度田布施町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について  
(委員長報告)

- 日程第 1 1 議案第 1 0 号  
平成 2 9 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について  
(委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 1 1 号  
田布施町附属機関設置条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 1 2 号  
田布施町行政手続条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号  
田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号  
田布施町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号  
田布施町情報公開条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号  
田布施町個人情報保護条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号  
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号  
田布施南地域防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号  
田布施町国民健康保険税条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号  
田布施町国民健康保険条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号  
田布施町介護保険条例の一部改正について  
(委員長報告)

- 日程第 2 5 議案第 2 4 号  
田布施町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号  
田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号  
田布施町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号  
田布施町公園設置条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号  
田布施町営住宅管理条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号  
田布施町文化財保護条例の一部改正について  
(委員長報告)

---

出席議員 (11人)

1 番	梶中 孝議員	3 番	松田規久夫議員
4 番	西本 篤史議員	5 番	國本 悦郎議員
7 番	瀬石 公夫議員	8 番	林山 健二議員
9 番	河内 賀寿議員	10 番	石田 修一議員
11 番	木本 睦博議員	12 番	竹谷 和彦議員
13 番	清神 清議員		

---

欠席議員 (2名)

2 番	國安 和夫議員	6 番	谷村 善彦議員
-----	---------	-----	---------

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 哲夫君	書記	木村 朋子君
------	--------	----	--------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	長信 正治君	副町長	東 浩二君
教育長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	鳥上 清史君	建設課主幹	田中 和彦君
建設課技幹兼係長	吉藤 功治君	町民福祉課長	川添 俊樹君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	惠元 朗夫君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中田 正美君

午前 9時00分開議  
(ベル)

○議長(清神 清議員) これから、本日の会議を開きます。

あらかじめ、お知らせいたします。谷村議員及び國安議員から、欠席届が出されております。本日の会議は欠席でございます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長(清神 清議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により木本睦博議員、竹谷和彦議員を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第1号**

**日程第3. 議案第2号**

**日程第4. 議案第3号**

**日程第5. 議案第4号**

**日程第6. 議案第5号**

○議長(清神 清議員) 日程第2、議案第1号平成30年度田布施町一般会計予算議定についてから日程第6、議案第5号平成30年度田布施町後期高齢者医療特別予算議定についてまで、5件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長(石田 修一議員) おはようございます。予算審査特別委員会の報告を、申し上げます。

去る3月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第1号から議案第5号までの、議案5件について5月、もとい、3月12日に審査を行いましたので、その経過と結果について、御報告申し上げます。

議案については、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配布の審査報告書のとおり、議案第1号平成30年度田布施町一般会計予算議定については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、特別会計にかかわる議案4件については、議案第2、第3号及び第5号については全会一致で、また第4号については賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上を持ちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号平成30年度田布施町一般会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立多数です。したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第2号平成30年度田布施町国民健康保険特別会計の予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第3号平成30年度田布施町下水道事業特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第4号平成30年度田布施町介護保険特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり、可決されました。

次に議案第5号平成30年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

日程第12. 議案第11号

日程第13. 議案第12号

日程第14. 議案第13号

日程第15. 議案第14号  
日程第16. 議案第15号  
日程第17. 議案第16号  
日程第18. 議案第17号  
日程第19. 議案第18号  
日程第20. 議案第19号  
日程第21. 議案第20号  
日程第22. 議案第21号  
日程第23. 議案第22号  
日程第24. 議案第23号  
日程第25. 議案第24号  
日程第26. 議案第25号  
日程第27. 議案第26号  
日程第28. 議案第27号  
日程第29. 議案第28号  
日程第30. 議案第29号

○議長（清神 清議員） 日程第7、議案第6号平成29年度田布施町一般会計補正予算（第6号）議定についてから、日程30、議案第29号田布施町文化財保護条例の一部改正についてまで、24件を一括議題とします。

まず、委員会の報告の経過及び結果の報告を求めます。なお総務文教委員長は、石田委員長が当日欠席であったため、松田副委員長に報告していただきます。松田総務文教副委員長。

○総務文教副委員長（松田規久夫議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る3月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第6号議案第11号から第19号及び議案第29号の議案11件について、3月16日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配布の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を、申し上げます。

去る3月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第7号から議案第10号及び議案第20号から議案第28号の議案13件について、3月14日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。

議案13件について、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配布の審査報告書のとおり、議案第7号から議案第10号、議案第20号から議案第22号及び24号から28号は全会一致で、また議案第23号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） これから、総務文教副委員長及び経済厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 議案第11号田布施町附属機関設置条例に対して、反対意見を述べます。

附属機関の多くがその場限りではなく、田布施町の10年先、20年先を見通して委員を構成する必要があると思っております。今までのように、町内にあるいろんな組織からつまんで委員を構成するのではなく、広く町民の声を反映させるために、老若男女を問わず、公募で募る必要があるというのが私の持論です。

これまでに、各種附属機関が設置され、審議されてきましたが、天の半分は支えているといわれている女性の委員に占める割合はどうでしょうか。40歳以下の若い人の委員に占める割合はどうでしょうか。毎回、どの附属機関においても同じメンバーが何年もそこに居座り続け、幾つかの機関をかけ持っているというのが現状ではないでしょうか。

先日の経済厚生委員会で、審議会と附属機関の公募について、他の自治体の要綱から引用し、公募により選任された議員が含まれることを原則とすること、委員の選任には幅広い人選が必要で、女性を登用すること、公募の努力義務があること、さらには委員数の2割以上を公募制の対象にすること、選考方法は書類選考だけでなく、恣意的にならないために抽選を採用すること、同一人の在任期間や、選任できる機関数を定めること、原則として町職員以外のもので構成すること、などなど質問あるいは要望をしまりました。

今回設置されるという町長及び教育委員会の附属機関の委員構成を見ますと、委員に公募を募るといふ機関は一つもありません。他の自治体では原則として、町職員を入れないようにしていますが、どうしても必要なのか、2つの機関で入っております。

今回、附属機関は条例で設置すべきという判例に基づいて、条例化しようという意図はわかるにしても、議会の承諾を得ないでも作成できる要綱で、公募について記されることが、曖昧模糊としている段階では納得できません。

以上で、私の反対意見を終わります。

○議長（清神 清議員） ほかに討論はございませんか。賛成討論、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号平成29年度田布施町一般会計補正予算（第6号）について採決します。本件に対する副委員長長の報告は、可決です。副委員長長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 賛成全員です。起立全員です。したがって、議案第6号は、副委員長長の報告のとおり可決されました。

次に議案第7号平成29年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。本件に対する委員長長の報告は、可決です。委員長長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって議案第7号は、委員長長の報告のとおり可決されました。

次に議案第8号平成29年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長長の報告は、可決です。委員長長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長長の報告のとおり可決されました。

次に議案第9号平成29年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長長の報告は、可決です。委員長長の報告のとおり、決定することに賛成の方は

起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第10号平成29年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第11号田布施町附属機関設置条例の制定についてを採決します。本件に対する副委員長の報告は、可決です。副委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立多数です。したがって、議案第11号は副委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第12号田布施町行政手続条例の一部改正についてを採決します。本件に対する副委員長の報告は、可決です。副委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第12号は副委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第13号田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。本件に対する副委員長の報告は、可決です。副委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第13号は副委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第14号田布施町情報公開個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。本件に対する副委員長の報告は、可決です。副委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第14号は副委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第15号田布施町情報公開条例の一部改正についてを採決します。本件に対する副委員長の報告は、可決です。副委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第15号は副委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第16号田布施町個人情報保護条例の一部改正についてを採決します。本件に対する副委員長の報告は、可決です。副委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第16号は副委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第17号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する副委員長の報告は、可決です。副委員長の報告のとおり、決定することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第17号は副委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第18号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する副委員長の報告は、可決です。副委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって議案第18号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第19号田布施南地域防災センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。本件に対する副委員長の報告は、可決です。副委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第19号は副委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第20号田布施町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第21号田布施町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第22号田布施町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第23号田布施町介護保険条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第24号田布施町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第25号田布施町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第26号田布施町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第27号田布施町公園設置条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第28号田布施町営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第29号田布施町文化財保護条例の一部改正についてを採決します。本件に対する副委員長の報告は、可決です。副委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第29号は副委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第31. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（清神 清議員） 次に日程第31、閉会中の継続審査（特定事件）についてを議題といたします。

総務文教副委員長及び議会広報広聴調査委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申請書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務文教副委員長及び議会広報広聴調査委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、総務文教副委員長及び議会広報広聴調査委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

○議長（清神 清議員） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じます。平成30年、第1回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前 9時30分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

署名議員 木本 睦博

署名議員 竹谷 和彦